

第 3 分 科 会 (No. 6)

1 日 時 令和 7 年 9 月 2 5 日 (木)

午前 1 0 時 0 0 分 開会

午後 0 時 0 1 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

午後 2 時 1 5 分 閉会

2 場 所 第 2 委員会室

3 出席委員 (1 7 人)

主 査	中 島 隆 治	副 主 査	田 仲 常 郎
委 員	佐 藤 栄 作	委 員	戸 町 武 弘
委 員	片 山 尹	委 員	日 野 雄 二
委 員	田 中 元	委 員	たかの 久仁子
委 員	成 重 正 丈	委 員	森 結実子
委 員	泉 日出夫	委 員	山 崎 英 樹
委 員	山 内 涼 成	委 員	荒 川 徹
委 員	奥 村 直 樹	委 員	村 上 さとこ
委 員	井 上 純 子		

4 欠席委員 (0 人)

5 出席説明員

危機管理監	柏 井 宏 之	危機管理室長	辰 本 道 彦
危機管理課長	西 田 知 世	災害対策担当課長	渡 邊 智 之
防災企画担当課長	大 山 一 成	消 防 局 長	岸 本 孝 司
総 務 部 長	竹 光 郁	総 務 課 長	田 中 淳 介
人 事 課 長	西 岡 尚 威	予 防 部 長	中 尾 義 浩
予 防 課 長	澤 田 博 人	警 防 部 長	山 本 芳 昭
警 防 課 長	森 浩 一	消 防 団 課 長	砥 綿 靖 男
救 急 部 長	森 成 司	救 急 課 長	吉 木 輝 仁

外 関係職員

6 事務局職員

議 事 係 長 佐々木 雄一郎 書 記 山 下 絵美理

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第86号 令和6年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。

8 会議の経過

○主査（中島隆治君）開会します。

本日は、危機管理室及び消防局関係議案の審査を行います。

議案第86号のうち所管分を議題とします。審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭をお願いいたします。なお、議案説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。危機管理監。

○危機管理監 おはようございます。

委員の皆様には、日頃より危機管理行政に対しまして格別の御支援、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、今年8月の大雨に際しましては、委員の皆様にも様々なお力添えをいただきまして、誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

危機管理室では、安らぐまちの実現に向けまして、災害時において被害を最小限にとどめるため、市民が自らの命を守れるよう自助、共助を育むとともに、実際に災害が起きた場合でも的確、迅速に対応できる災害に強いまちづくりを推進しております。

今議会にお願いしております議案は、令和6年度北九州市一般会計決算でございます。概要等につきましては、引き続き危機管理室長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○主査（中島隆治君）危機管理室長。

○危機管理室長 それでは、着席のまま御説明させていただきます。

議案第86号、令和6年度北九州市一般会計決算のうち危機管理室所管分について、お手元の資料により説明させていただきます。

お手元資料の2ページを御覧ください。

金額は万円単位で説明させていただきます。

まず、(1)、危機管理室の決算額です。

歳入につきましては、18款国庫支出金、2項11目1節消防費補助金のうち所管分は、防災一

般等に対する国からの補助金で、収入済額154万円でございます。

19款県支出金、2項9目1節消防費補助金のうち所管分は、防災一般に対する県からの補助金で、収入済額77万円でございます。

20款財産収入、1項3目1節基金運用収入のうち所管分は、災害救助法に基づき創設した災害救助基金の利子で、収入済額79万円でございます。

24款諸収入、6項4目3節総務管理費雑入のうち所管分は、令和2年7月豪雨、令和5年梅雨前線豪雨、令和6年能登半島地震の被災地支援のために本市から派遣した職員の給与に伴う負担金収入があったもので、収入済額6,263万円でございます。30節消防費雑入のうち所管分は、同様に本市からの派遣地に派遣した職員の旅費及び時間外勤務手当に伴う負担金収入、令和6年能登半島地震の被災地支援における災害救助費の交付があったもので、収入済額1,093万円でございます。

以上、所管分の歳入額を合計いたしますと、予算現額4,757万円に対しまして収入済額7,669万円でございます。

次に、歳出につきましては、3款保健福祉費、7項1目の災害救助費のうち危機管理室所管事業の災害救助基金積立金は、災害救助基金の不足額の積立て及び運用益で、支出済額2,589万円でございます。

12款消防費のうち1項5目の危機管理費は、防災施策関連の事業費と被災地復興支援に係る経費で、支出済額1億2,008万円、不用額は2,384万円でございます。

なお、令和6年奥能登豪雨に伴う災害見舞金の経費30万円は、予備費で充用いたしました。

以上、所管分の歳出額を合計いたしますと、予算現額1億8,082万円、支出済額1億4,798万円、不用額2,384万円、執行率81.8%でございます。

なお、予算現額に対する主な不用額は、被災地復興支援事業のうち、令和6年1月能登半島地震への短期派遣における派遣職員数の縮小による旅費の減少に加え、派遣職員の宿泊地が勤務先から遠方のため、時間外勤務が制限されたことによる時間外勤務手当の減少、また、中長期派遣における被災地の復興業務が当初の想定より順調に進捗したことによる時間外勤務手当の減少等によるものでございます。

3ページを御覧ください。

(2)、主要施策と主な事業を参考として添付しております。こちらの資料では、危機管理室の各施策の主な事業内容及び決算額を記載しています。そのうち幾つかを抜粋して御説明いたします。

防災対策強化経費のうち個別避難計画作成促進事業422万円では、災害時における避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者の状況等を把握している福祉専門職と連携し、避難支援等を実施するための個別避難計画の作成を促進する事業を実施いたしました。

次に、地域と連携した避難所開設・運営事業578万円では、大雨や台風などによって災害が発生するおそれが高まり、予定避難所を開設する際、避難所の開設と運営を地域と連携して行う事業を実施いたしました。

4 ページを御覧ください。

被災地復興支援事業2,569万円では、令和2年7月豪雨、令和5年梅雨前線豪雨、令和6年能登半島地震の被災地への中長期派遣、また、令和6年能登半島地震と令和6年の奥能登豪雨の被災地への短期職員派遣など、被災地のニーズに即した支援活動を実施いたしました。

その他の事業については、資料を御覧ください。

これで議案第86号、令和6年度北九州市一般会計決算のうち危機管理室所管分について説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○主査（中島隆治君） 消防局長。

○消防局長 皆様、改めましておはようございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から消防行政に御理解と御支援をいただいておりますことに心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、令和6年の火災件数は220件と、市制発足以来2番目に少ない件数となりました。市民の皆様や事業者の皆様の防火意識を高めていくには、地道な火災予防啓発やきめ細やかな防火指導を粘り強く継続していくことが重要であると考えており、引き続き火災予防対策に取り組んでまいります。

また、救急出動件数は6万4,863件となり、過去最多を更新いたしました。高齢化の進展等による救急需要の高まりに対しまして、救急車の適正利用を推進しながら、救急業務の円滑な実施に努めてまいります。

今後とも市民の皆様の安全・安心を守り、安らぐまちの実現に向け、精いっぱい取り組んでまいりますので、引き続き御指導と御支援をお願い申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、総務部長から御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○主査（中島隆治君） 総務部長。

○総務部長 それでは、着席のまま失礼いたします。

議案第86号、令和6年度北九州市一般会計決算についてのうち、消防局所管分をタブレットの決算特別委員会資料により御説明します。なお、金額は万円単位とし、端数は切捨てとさせていただきます。

資料の2 ページを御覧ください。

まず、1、歳入決算額です。

消防局所管分の歳入決算額について御説明いたします。

金額は、表の右から2列目の収入済額の欄を御覧ください。

17款 1 項11目消防使用料の収入済額は201万円で、これは消防庁舎、敷地などの目的外使用料などでございます。

同じく 2 項 9 目消防手数料の収入済額は3,091万円で、これは危険物施設の設置許可などの申請に対する審査手数料などでございます。

18款 1 項 3 目消防費負担金（国）の収入済額は716万円で、これは緊急消防援助隊活動費負担金です。

同じく 2 項11目消防費補助金（国）の収入済額は828万円で、これは救急活動業務での I C T を活用した救急搬送の迅速化などに対します国からの交付金でございます。

同じく 3 項 6 目消防費委託金（国）の収入済額は298万円で、これは P C B 廃棄物処理施設の安全対策に対する国からの委託金でございます。

19款 2 項 9 目消防費補助金（県）の収入済額は 1 億3,658万円で、これは石油貯蔵施設の立地対策、また、ヘリコプターの広域応援体制の維持などに対する国からの交付金でございます。なお、これらの補助金は、救急車 3 台の購入経費の一部やヘリコプターの点検整備費に充当しております。

20款 1 項 1 目 1 節土地貸付収入の収入済額112万円、その下の 2 節建物貸付収入の収入済額380万円は、民間事業者の自動販売機設置による土地と建物の貸付収入でございます。

22款 2 項18目退職手当基金繰入金の収入済額は、1 億8,250万円でございます。これは、退職手当に係る基金からの繰入金です。

24款 6 項 4 目消防費雑入の収入済額は、8,051万円でございます。これは、消防団員等公務災害補償等共済基金からの公務災害補償や退職報償金に係る給付金のほか、福岡県消防学校の職員派遣に対する県からの支弁金などでございます。

25款 1 項10目の消防債の収入済額は、15億5,980万円でございます。これは、消防車両の更新、消防施設の長寿命化などに充てる市債でございます。

以上、消防局所管分の歳入合計額は、予算現額の合計22億686万円に対して、調定額の合計は20億1,569万円です。収入済額の合計は調定額と同額の20億1,569万円で、収入未済額は 0 円です。

続いて、項目の 2、歳出決算額です。

12款 1 項消防費のうち、消防局所管分の歳出決算額について御説明します。

金額は、表の右から 3 列目、支出済額と一番右の不用額の欄を御覧ください。

まず、1 目消防職員費の支出済額は、98億7,688万円でございます。これは、消防職員や会計年度任用職員の給料などの経費でございます。不用額は 1 億9,434万円で、退職手当などが見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、2 目常備消防費の支出済額は、8 億2,640万円でございます。これは、火災や救急救助活動及びこれに備えた訓練等の活動のほか、119番通報を受信する消防通信指令システムや独り

暮らし高齢者世帯などの緊急事態への即応・相談体制を有するあんしん通報システムなどの運用経費、庁舎維持管理などに要した経費でございます。不用額は3,045万円で、令和6年度は緊急消防援助隊活動がなかったこと、また、経費の節減などに努めたことによるものでございます。

次に、3目非常備消防費の支出済額は、3億6,428万円でございます。これは、消防団員の活動服など装備の充実、強化や火災のため出動した際の報酬など、消防団による消防防災活動などに要した経費でございます。不用額は2,670万円で、消防団員の退職報償金が見込みを下回ったことによるものです。

次に、4目消防施設費の支出済額は、22億8,949万円でございます。消防施設に係る工事、消防車両、救急車の更新、消防団施設の整備などに要した経費でございます。不用額は3,292万円で、車両の更新、消防施設に係る工事における入札残などによるものです。

以上、消防局所管分の歳出合計額は、予算現額の合計が136億4,148万円に対して、支出済額の合計が133億5,707万円、不用額は2億8,441万円で、執行率は97.9%でございます。

1点修正させていただきます。先ほど19款2項9目消防費補助金県の収入済額を御説明した際に、ヘリコプターの広域応援等の維持等に対する国からの交付金と申し上げましたが、県からの交付金でございます。訂正させていただきます。

なお、消防局の主な事業の進捗につきましては、3ページと4ページに消防局主要事業の概要を参考として添付いたしております。こちらの資料には、事業ごとの概要と支出済額を記載しておりますので御覧ください。

以上で消防局所管分に係る令和6年度北九州市一般会計決算の説明は終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○主査（中島隆治君） 危機管理室長。

○危機管理室長 先ほどの説明のうち、歳出につきまして、12款消防費のうち1項5目の危機管理費、防災施策関連の事業費と被災地復興支援に係る経費を支出済額1億2,208万円のところを1億2,008万円と説明しておりました。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○主査（中島隆治君） これより質疑に入ります。

質疑は、会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁をお願いいたします。

質疑はありませんか。公明党、たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

危機管理室にお尋ねします。

地域と連携した避難所開設・運営事業についてですけれども、迅速な避難所の開設や地域防災力の向上等のため、市と地域住民が連携し、避難所の開設、運営を行っております。令和6年度決算において578万円ですが、どのような取組がなされ、その成果と課題をお伺いしたいと

思います。

それと、消防局ですけれども、応急手当での普及啓発活動の推進につきまして、不測の事態により傷病者が発生した場合のために、現場に居合わせた誰もが適切に応急手当を行い、一人でも多くの命を守るためにAEDなど心肺蘇生法の講習などを行われております。決算額139万円であり、応急手当での普及啓発活動を推進しておりますが、そこでお伺いします。

本市消防局が進めている応急手当での普及啓発活動について、現状どのような方法で市民への普及啓発を行っているのか、概要を説明ください。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 地域と連携した避難所開設・運営事業について御説明をさせていただきます。

この事業は、令和3年度からやっております、今5年目になっております。成果と課題ということでしたので、まず成果から。市の職員が実際に避難所を開設、運営するよりも迅速に避難所が開設、地域の方が開けますので早い段階で避難所を開設できること、それから、地域の方ってふだん顔を合わせていますので、避難された方が非常に安心感、全く顔の知らない方が出迎えるよりも、地域の方が安心して避難できるというメリット、それから、3点目については、防災のことを真剣に考えるようになったという御意見を伺っております。こちらについては、毎年、実施校区とは意見交換を各区がしております、そういったところの意見を集約させていただいているところです。

課題についてですけれども、今回の8月の大雨、3日間ほど避難所を開設しましたけど、長期化することでかなり地域の方に負担がかかっています。背景といたしましては、高齢化、それから、自治会等の役員の固定化が重く多分のしかかっておって、従事者がかなり固定化していることで何回も従事しなければならないというような課題があります。こちらも区役所とも議論を深めて、改善できるところは改善してまいりたいと思います。以上となります。

○主査（中島隆治君） 救急課長。

○救急課長 応急手当での現在の状況について御説明いたします。

現在、市民に対する応急手当では普及講習1というのがございます。これは成人に対する心肺蘇生法やAEDの使用方を学ぶものとなっております、これが3時間の受講となっております。それプラス応急手当普及の2というのがございますが、これに1時間を追加したものがございます。これらにつきましては、市民防災センターやコムシティで実施をしております。

普通救命講習の3につきましては、これは3時間となっております、乳幼児や子供に対する心肺蘇生法やAEDの使用方を学ぶというものがございまして、これは年6回、奇数月に市民防災センターで実施をさせていただいております。

それと、上級救命講習というものがございまして、先ほどの成人と乳幼児、これも含んだ心

肺そ生法やA E Dの使用法、応急手当、搬送法とかを学ぶものが8時間となっております。これが年に8回、これも市民防災センターで実施しております。

あと、スクール救命士事業ということなども平成24年度から実施しておりまして、本市独自の事業となっております。小・中学校に直接出向いて、授業の一環として、命の大切さ、これを伝えるため実施をしているところでございます。対応については以上です。

○主査（中島隆治君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ありがとうございます。

危機管理室の地域と連携した避難所開設につきましてですけれども、避難をするときに悩まれることがあるかと思ひますし、大規模災害時には、避難情報が発令されても自分は大丈夫だと思ひ込んだり、避難が遅れる傾向があるかと思ひます。過去の災害でも、逃げ遅れによる被害が繰り返されてきました。いかにして市民に避難を促し、行動につなげるかが極めて重要かと思ひます。避難の後押しのためには、単なる情報発信にとどまらず、地域の見守り活動や声かけ、また、I C Tを活用した個別通知など多様な手段が必要になるかと思ひます。こうした地域協働やデジタル技術をどのように組み合わせたり、考えられているのでしょうか、お願いします。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 避難される方、委員言われるとおり非常に少ないのが現状でございます。安全なところに住んでいる方というのは、特段、例えばマンションの高層階だとかそういうところは御自宅にいたほうがいいと思うんですけど、低層であつたりだとか一軒家にお住まいの方でハザードエリアに入っている方は非常に危険だと思ひます。一番大きいのは、地域の方の声かけかなと思ひます。デジタルのお話も伺いましたけども、いろいろこちらからはもちろん初動のときの携帯への通知、それから、S N Sなどを発信していますけども、なかなか見られても自分の家だけは安全というような認識がございます。その辺は適宜改善していくんですけども、伺うと、近くのおじいちゃん、おばあちゃんが逃げるときに声をかけたりすると、一緒に逃げようかという声はよく聞きますので、その辺の地域の声かけを、地道な啓発になるかもしれませんけど、引き続きやっていく必要があるかなと思ひております。以上です。

○主査（中島隆治君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ホームページなどに避難所が開設されているのは見るんですけども、今リアルタイムで何人ぐらい避難所にいらっしゃるとか、設備とか、どの方が担当でいらっしゃるとかという混雑状況など、それが確認できるようなシステムというか、あるのでしょうか。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 市民の方が避難所に何人いるかとかというのを把握できるシステムはございません。ただ、我々職員で、総合防災情報システムといって、市内全体の災害情報です

とか避難所の情報を集約しているシステムを全ての職員が認識できるようになっております。それを確認することで、どこの避難所に多い少ないというのを把握して、対応しているところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ありがとうございます。

もし詳しくホームページに、リアルタイムで分かれば、すごく避難の後押しになるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

また、マイ・タイムライン作成など、日頃からの防災意識向上と啓発訓練など、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、応急手当の普及かつ啓発につきまして、市民の救命率の向上に直結していくと思います。過去数年間で市民に対する講習受講者数やAED活用の実績はどのように推移しているのかが具体的に分かれば、データでお示してください。

○主査（中島隆治君） 救急課長。

○救急課長 現在の応急手当の受講者の状況ですが、令和2年のときにコロナの関係で278回と下がっておりまして、現在、令和6年は690回と、今普及の実施については上がっているところでございます。

AEDの実施につきましては、今回、心肺停止傷病者に対して1,006人該当者がございまして、その中で市民によるAEDの貼付け、これが162件となっております。実際にこの中で社会復帰された方は3名おられます。そういった形で、応急手当がいかに大事かというところで、今後も引き続き普及啓発、これに努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○主査（中島隆治君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ありがとうございます。

学校教育や地域団体との連携についてお伺いしたいと思います。

先ほどもスクール救命士というものがあると教えていただいたんですけども、小・中学校や高校における応急手当教育など、どのように実施をされているかを教えてください。

○主査（中島隆治君） 救急課長。

○救急課長 今年度につきましては、教育委員会としっかりタッグを組んで、消防から進んでプッシュ型で応急手当を進めさせていただいております。本年度につきましては、既に小学校が131校中101校、中学校については72校中33校、約66%で応急手当の講習を実施しているところでございます。以上です。

○主査（中島隆治君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ありがとうございます。

今は熱中症も多くなったり、皆さん高齢化して、いろんな場面が想定されると思いますし、1つ要望というか、小さい頃からの幼児教育からの応急手当教育というか、そういう提案も

必要かなと思っているんですけど、トイころとってAEDのおもちゃ版みたいながあるので、何かそういうもので普及をしていけたらいいのかなと思っています。

あと、応急手当での普及啓発活動を今後さらに推進するに当たって、消防局としての課題認識を教えてください。

○主査（中島隆治君） 救急課長。

○救急課長 現在、応急手当での受講の割合が、スクール救命士、先ほど委員が言われていた小・中学校、幼いときから実際に授業に取り入れることによって、そういう命を救うという、その風土をしっかりとつくっていくと。この事業が一番今パーセントが大きくございまして、令和6年度の受講率につきましても、131校中127校、中学については72校中69校で実施をさせていただいているところでございます。今後につきましても、現在教職員に向けたプッシュ型の応急手当で、これは全体の14%を占めております。今後さらにこれを進めようと思ったときに、うちの応急手当での割合として、今、福祉施設、これも応急手当でのパーセントが低い状況にございます。今後は、この辺にしっかりと力を入れて、応急手当での受講、これを進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○主査（中島隆治君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ありがとうございます。

不測の事態にいざ出くわしたときは、本当に一刻を争う状況にもなりますし、慌ててしまうかと思います。AEDがどこにあるかと調べておいたとしても、いざぱっと取ってきてくださる方がいないと、とても不安が生じてくるかと思います。AED GOアプリというのを見つけたんですけども、そういうもの、救急ボランティアの方につながるような何かシステムみたいなものはあるんでしょうか。

○主査（中島隆治君） 救急課長。

○救急課長 AED GOにつきましては、報道等で承知はしております。内容については、心肺停止の疑いがある119番通報を受けたときに、発生現場の近くにおられる救命ボランティアに対して、実際に通報があった地点、これと119番、AEDの場所を表示して、そこを案内するアプリと伺っております。本市につきましては、おたすけAED事業というものを平成27年11月9日から開始させていただいております。これにつきましては、119番が入った際に、おおむねその地点の半径50メートル以内の登録している事業所に連絡をして、実際に現場に駆けつけてもらうとか、関係者にこの場所に取りに行ってもらうとか、そういった形で実施をしております。令和7年4月1日まで、実際24件の貸出しとなっております。以上です。

○主査（中島隆治君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） よく分かりました。ありがとうございます。これからもぜひ力を尽くしていただきたいと思います。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君）では、危機管理室と消防局にお尋ねします。

まず初めに、危機管理室をお願いします。

災害発生時の体制について伺います。

台風や集中豪雨などの災害発生時に被害を最小にして、拡大を防ぐという迅速な対応が求められると思いますけども、その中で災害警戒本部の設置とか職員の動員、配置、また、市民への情報共有、提供、迅速な対応、避難準備等のそういう初動警戒態勢、それをどうしているのか、教えてください。

また、今回8月9日の大雨による災害を例に取っていただいたらと思うんですけども、この日は土曜日の16時33分に注意報が大雨土砂、波浪、雷、強風ということで出たと思うんですけども、職員の皆さんの土曜日の夕方からの体制は、これはどうされているのでしょうか。

それから、これが10日、11日、12日と4日間続いたわけですけども、職員の方の体制は、もちろん24時間体制だと思うんですが、休憩とか仮眠とか睡眠とか、そういうことはどうされたのか。

また、全ての職員に情報が行くと思うんですけども、情報の体制、もう本当に詳細に教えていただければと思います。もちろん市長を本部長としているんですけども、改めて連絡体制等を教えていただければと思います。

それから、先ほどたかの委員からアプリのことがありましたが、ハザードン、これを推奨されていると思うんですが、このハザードンを推奨されたいきさつ等、経緯とかを教えてください。ほかに多分今たくさん情報があるんですけども、今どんな情報が流されているのか、教えていただければと思います。

次に、避難予定所の市民センター、市民サブセンターの北九州市のフリーWi-Fiの機能ですけども、これは1回につき最大1時間、1日当たり最大4回4時間まで、1時間を超えると自動的に切断ということで、これは1人の方に対してのことなんでしょうか。それから、これは、最大何人まで対応できるのでしょうか。それをお願いします。

次に、視覚、聴覚の障害者の方に対する避難情報の提供で、今視覚障害者の方、1級、2級の方、それから、聴覚障害の2級の方を対象に、独り暮らし、または、視覚障害者のみから成る世帯の方に、要は携帯電話を保有せずに固定電話、ファクス電話を保有している方ということで、こういう方は今何名ぐらい情報提供をされているのでしょうか。

それから、この情報提供のタイミングなんですけども、先ほどみたいに8月9日16時33分から始まりまして、どのタイミングでこれを、今回送られたとしたら送られたのか。それと、一度収まって、もしまた大雨といったときに、またそれを流すのか、それを教えていただければと思います。

次に、消防局にお尋ねします。

今回、10月1日からマイナ救急が始まると思うんですけども、救急隊の方がマイナナンバーカ

ードを利用して、傷病者の医療情報などを確認する仕組みだと思うんですが、現在までどういうふうな形で病気の方、また、交通事故とかに遭った方、傷病者の方とやり取りをされてあったのか。それから、今回マイナ救急になりましてのメリット、どのくらい変わるのかというのを教えていただければと思います。

それから、要は火災であります、不適切な分別でカセットボンベやスプレー缶、リチウムイオン電池などが搬入されて、日明とか皇后崎とかの工場の火災になったと思うんですが、2024年8月には新門司工場でも火災があったと思うんですが、その火災に関して、どのように消火活動をされたのか、教えていただけますか。それから、パッカー車等の出火なんですが、これは何件ぐらい昨年度はあったのか、教えていただければと思います。

最後に、今回、消防職員のヘリコプターの操縦士と整備士の採用があると思うんですが、これは現在のヘリコプターの操縦士と整備士がもう退職なのか、それか増員なのかというのを、また、どういうふうに関採用するようになったのか、教えていただければと思います。以上であります。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 職員の参集等の防災体制、それと、避難情報、それと、8月の大雨のときの状況、それと、あとはハザードン、それと、市民センターのWi-Fi、それと、聴覚障害者、視覚障害者向けの避難情報等のことについて、まとめてお答えいたします。

まず、防災体制についてです。

これは、職員の参集等のことを防災体制と言います。これは、まず風水害ですとか地震等の規模に応じて職員を集める規模が決まっております。下からいうと、まずは初動警戒体制、情報収集が取れる体制です。この後は、初動警戒体制の避難準備、これは避難所を開設するような人員規模、その次は警戒体制、そこまでが災害警戒本部、その次が第1配備体制、第2配備体制、最終的には第3配備体制、これは全職員です。そういう形で人員を集めております。

今回の大雨では、警戒体制までしました。人員規模でいいますと、大体1,500人規模まで人を集めました。そのやり方なんですけれども、基本的には私たち危機管理室で決定しております。雨の状況ですとか被害の状況に応じて、それに対応できる人員を区からの情報などを収集しまして発令していると。そのやり方は、基本的にはメールと、あとは自動配信するアプリとか、チャットラックという職員向けのアプリがあるんですけれども、これで各所属の防災担当者ですとか、主たるメンバーに送信します。そこから、各所属の中で連絡網があると思いますので、連絡を取り合って、確実に人員を集めるという形を取っております。

それで、あとは住民用避難情報です。これにつきましても、地域防災計画に定める基準がありまして、それに応じて対応しております。まずは、レベル3の高齢者等避難です。これから避難指示という形になるんですが。

今回の8月9日から大雨についての対応なんですけれども、このときは8月10日から11日

にかけて大雨のおそれがあるという气象台からの、緊密に連携しておりまして、情報を取っておりました。そのことがありましたので、9日土曜日、昼過ぎに我々危機管理室で情報収集体制を取り、参集しました。当初の予定では10日の朝から天候が悪化するという情報でしたので、10日の朝から高齢者等避難をかけるつもりでおったんですけれども、9日の夜、21時ぐらいに急速に天候が悪化して、いわゆる線状降水帯が発生したんですけれども、それによって急きよ22時15分ですか、避難指示をかけたという形です。本来であれば、明るいうちに高齢者ですとか障害のある方が避難所に行けるように、高齢者等避難は、明るいうちにかけるのを原則としております。ただ、それが今回はもう急速な天候の悪化によって、かけるいとまがなかったという形で、深夜にはなりましたが、避難指示を出させていただいた形です。深夜にかけることに危ないじゃないかというそういった意見も聞くんですけれども、そこはただ我々としましては、まずは危険が、災害発生のおそれが生じている以上は、市民に必ずお届けすると、その情報を伝えるというのが我々の使命だと考えておりますので、そこはもう対応させていただいた次第でございます。

そのまま8月9日と10日に避難指示を出して、職員の参集もその時点でかけたんですけれども、それから結局8月12日の深夜まで最終的には体制を維持しました。3日間です。その間は、当然職員は参集したままですし、我々もそのまま職場に泊まり込んでおりました。休憩の取り方などは、それぞれの職場とかで適宜、職員も疲れてきますから、ローテーションを組んだりとか、そこはもうそれぞれの職場で工夫してやっているものと思っております。

あと、避難所に関しましては、特に職員の負担が大きいということで、例えば避難所開設から24時間たったところで、基本的には区の職員が運営しているんですが、24時間たったところで、本庁からの職員が応援に行くというシステムを取っております。そういう形でなるべく負担が集中しないように、そういった対策は取っております。

それから、ハザードンについてお答えいたします。

これは、平成30年7月の豪雨を踏まえて、令和元年5月から運用を開始しております。本市独自のアプリでございます。令和7年7月現在で1万2,088名が登録いただいております。スマートフォンの普及で基本的にはアプリが活用されていていっている中で、これを通じて災害情報提供という形で非常に有効であると考えております。避難所の情報ですとか、これの特徴としては、危険度をプッシュ型で伝達できます。例えば、防災指令が入ったですとか、そういったことは通知が逆に来るんです。そういった形で対応しております。

続きまして、市民センターのW i - F i です。これにつきましては、平成29年から運用しております。予定避難所にある市民センターには130館全て、あと市民サブセンターには、6館中5館にW i - F i を引いております。ただ、藍島市民センターだけがインターネットを導入しておりませんので、ここは別途のポケットW i - F i ですか、それで対応して、とにかく全ての市民センターでは対応できるようにしております。時間についてなんですけれども、現在、

最大4時間対応できるようになっております。

契約上のWi-Fiの容量については、何ギガといった制限はありません。同時接続は最大60台と聞いております。あと、市民センターには、モバイルWi-Fiのルーターがございまして、それを合わせると最大75台まで可能です。危機管理室が平成29年からこれを運用してきたんですけれども、一応今年度末でその契約は切れることになっております。もうそのシステム自体が終了、サービス自体が終了するという形で。その後は、総務市民局で対応すると聞いております。

続きまして、聴覚障害者や視覚障害者の皆様に対しての避難情報の提供なんですけれども、これは独り暮らしで携帯電話を保有していない方を対象として、音声ですとかファクスで避難情報を流すようにしております。このタイミングなんですけれども、これはもうもちろんほかの一般の方と同じタイミングで届いております。現在は、視覚障害者の方宛てが137名、聴覚障害者の方宛てのファクスは14名の方が登録されている形です。一旦解除されて、また発令があった場合というお話でしたが、その際ももちろん情報を流しております。

以上でございます。

○主査（中島隆治君） 危機管理室長。

○危機管理室長 先ほど避難所の職員の対応なんです、一応最初は区役所の職員が避難所の開設をして、24時間たったところで、その区役所と対向の局を決めておりまして、その局から24時間後は代わりの者が行くというような体制でずっと回していけるような仕組みにしております。

以上です。

○主査（中島隆治君） 救急課長。

○救急課長 マイナ救急の件について御説明させていただきます。

従前は、患者さん本人とか周りの家族、関係者の方から直接口頭で聞き取りをして、情報を収集させていただいております。マイナ救急を取り入れることによって、直接しゃべれなかったり状態が悪い方とかから、また、周りに関係者がいない、そういった方から、実際今までどんな病気になっていたのかとか、どんな薬を飲んでいるのかとか、あとどういうところにかかりつけの病院があるのかという情報を知ることができます。そうすることによって、今後の病院に連絡したときに円滑に情報が伝達できるようなものとなっております。以上です。

○主査（中島隆治君） 予防課長。

○予防課長 令和6年度のごみ収集車での火災件数のお尋ねがありましたので、お答えします。

消防局で火災件数というのは、年度ではなくて歴年で取っていますので、令和6年ということでお答えしますと、令和6年中でのごみ収集車での火災は発生しておりません。ゼロ件でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 人事課長。

○人事課長 消防ヘリコプターの操縦士、整備士の採用について御説明いたします。

委員からは、退職なのか、増員なのかといったお尋ねでございました。こちらは、職員退職による欠員補充といったものでございます。採用広報といたしましては、業界の方が見られるホームページとか雑誌に公募の内容を掲載いたしまして、現時点で操縦士につきましては4名の方が応募いただいている状況でございます。問合せも5～6件いただいております。以上です。

○主査（中島隆治君） 警防課長。

○警防課長 環境センター、ごみ処理工場の火災の対応についての御質問でございます。

環境センターの新門司に消防用設備、既存の設備としまして、ごみピットの部分には放水銃がございます。そういった放水銃を使うのは大前提なんですけども、消防隊としましては、特に煙が工場内に充満しますものですから、煙を排除する排煙活動を並行して消火活動を行うと、そういったのを消防活動としてはするようにしてございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） 詳しく御答弁ありがとうございます。

何点か確認等、また、質問等させていただきます。

今の清掃工場での火災で、排煙活動というのはどのような活動なのか。

それから、放水銃等があると言いますけども、それは環境局の職員の方が使ってやるのか、それとも、消防士の方が来られてするのか。

1点ずついいですか、1点ずつ確認していいですか。

○主査（中島隆治君） 警防課長。

○警防課長 環境センターの消防用の設備の御質問でございますが、まず放水銃のお話ですが、これが温度によって自動感知して、その反応によって自動放水するというような設備でございますので、そういった機器と聞いております。

それから、排煙活動でございますが、一般的に消防隊は、放水をしながら、放水の角度をストレートじゃなくてちょっと広範囲に噴霧のようなイメージで、よくあるような噴水みたいな感じなんですけど、ああいう形で煙を押し出しながら前に進入していくと、そういう消防戦術を取ってございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） 要は、ごみのピットの中に入るんですか。入らないで、上のパッカー車がごみを排出するところからされるんですか。

○主査（中島隆治君） 警防課長。

○警防課長 排煙活動につきましては、ピットのことはございまして、消防隊が屋内に進入するときの話でございます。ピットの中につきましては、例えばさっき申しました放水銃あ

たりが中心になっての活動になろうかと思います。以上でございます。

○主査（中島隆治君）成重委員。

○委員（成重正文君）ありがとうございます。

それと、ヘリコプターのところはよかったと思います。同じ時期に神戸市も千葉市も募集がかかっていましたので、北九州市に来ていただけるということでありがたいなと思いました。

それから、視覚障害、聴覚障害の方の申込方法、視覚障害の方が137名いらっしゃるということで、本当に手厚く情報を流していただいているなと思うんですが、独り暮らしの視覚障害の方が申し込む場合の、これはどういうふうに、チェック、登録申請書があるんですけども、これは視覚障害の方はどうやって申し込まれるのかなと思うんですけども。

○主査（中島隆治君）災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 申請書は、ホームページからダウンロードしてという形なんですけれども、当然視覚障害の方は見えないと思いますので、そこは多分支援者の方とかとやられている形になると思います。以上です。

○主査（中島隆治君）成重委員。

○委員（成重正文君）視覚障害の方が、その情報が流れてくるのは、どういうふうに流されているんですか。

○主査（中島隆治君）災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 音声で来ております。

○主査（中島隆治君）成重委員。

○委員（成重正文君）その音声というのは、どういうふうな感じなんですか。

○主査（中島隆治君）災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 避難情報の内容がそのまま、この地域に土砂災害による避難指示が流れましたというような情報がそのまま音で流れるものだと思います。

○主査（中島隆治君）成重委員。

○委員（成重正文君）それは、固定電話から飛ぶんですか。

○主査（中島隆治君）災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 登録している電話にかかってきます。同じシステムが、我々も、先ほど申した防災体制のときにかかってくるんです。多分その形ですので、しっかりした機械音声でかかってきます。

○主査（中島隆治君）成重委員。

○委員（成重正文君）ということは、電話をその方が取って、それで情報が流れてくるという形なんですね。分かりました。ありがとうございます。

ただ、さっきのハザードンなんですけども、これはプッシュ型ということで、通知の仕方というか、それは災害が起これば、もうどんどん情報がそこを開けば流れてくるということですよ。

ろしいんですか。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 そのとおりでございます。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） 職員の方が、8月9日の状況であります、24時間体制で仮眠とかされていると思うんですけども、食事とかはどうして取るのでしょうか。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 食事等につきましては、それぞれ個人で準備して、正直お弁当屋さんに頼んだりですとか、お店から注文してもらったりとかして取っておりました。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） もう最後なんですけども、職員向けの、今回は1,500人規模の体制を取ったということで、さっきはちょっと聞こえなかったんですが、職員向けのアプリというのはどんなアプリなんですか。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 チャットラックというアプリがあります。それが市長以下、LINEのような形で使えるんですけれども、それでいろんなことは情報共有しております。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） では、チャットラックは全職員が共有しているということなんですか。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 情報の内容によってグループがありますので、例えば危機管理関係の情報であれば、各区ですとか各局の防災担当のグループですとか、全てを全ての職員が見れるという形にはなっておりません。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 成重委員。

○委員（成重正文君） 分かりました。本当に御丁寧にありがとうございました。いろいろ、すみません。課長が1人で答えていただきまして、よく分かりました。ありがとうございます。頑張っていただけだと思います。

○主査（中島隆治君） ここで副主査と交代します。

（主査と副主査が交代）

○副主査（田仲常郎君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） 私からも何点か質問させていただきます。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震から1年半が過ぎたわけでありまして、そのときに様々な被害がありまして、それを基に総務省ではいろんな被害を教訓にして対応を図っているところだと思います。その一つとして、能登半島地震では、発災当初、多数の道路損壊や土砂崩落によって、大型車クラスの消防車の被災地への進出が非常に困難な場所があった

ということを受けて、機動力の高い小型車両を各地の消防に順次配備するという方針であるということを示しております。

そこでなんですけれども、北九州市として、令和6年度、消防車両の整備として消防ポンプ車5台、はしご付消防車1台など、計11台の車両を更新すると予算のときに計上していましたが、決算資料を見ますと、おおよそ10億6,700万円ということで、常備車両更新台数12台、非常備車両更新台数6台ということで、予算時と若干変更しているようであります。1つは、車両の変更についてお伺いしたいのと。それと、決算の車両台数の一つに国の無償貸与1台含むとなっておりますけれども、これはこういった車両を貸与したのかということをお聞きしたいと思います。

それと、車両の整備、かなり物価高騰の影響もあって高額な車両になってきているのではないかなと思うんですけれども、大型車両の更新事業というのは、一定程度進んできているのか、それとも、まだまだ今後続いていくものなのか、そういった点も伺いたいと思います。

それと最後に、特に北九州市内でも八幡東区とか門司区なんかは、坂も多くて、狭あいな道路もあろうかと思うんですけれども、そういった場合に大型車両の進入が困難で火災現場に近づけなかったりとか、また、放水まで時間を要した事例というのがこれまでなかったのかどうかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○副主査（田仲常郎君） 総務課長。

○総務課長 令和6年度に購入した車両台数、予定台数11台から12台になった理由、それと、国から貸与された車についての概要、それと、大型車両の更新状況についてお答えいたします。

まずは、令和6年度に購入した車が1台増えております。この1台につきましては、小型重機1台、これを令和6年度中に追加で購入させていただいたものでございます。これにつきましては、災害現場で活用する小型重機でございますけれども、且過市場などの木造市場火災を受けまして導入に至ったものでございます。

それと、国からの貸与された車でございます。この車につきましては、特別高度工作車と申します。こういった車かといいますと、ブロアーといいます、車に大きな扇風機がついております。この扇風機で災害現場の有害な煙とかそういったものを飛ばしたりとか、災害現場での空気の清浄化を図るような車でございます。

あと、大型車両の更新年数でございます。消防車につきましては、種類によって更新年限というものを定めております。基準をつくっております。一般的な水を出す消防車につきましては14年、大きなはしご車、ビルなどで救助を行うはしご車につきましては17年といった形で年数を定めております。この年数に従って順次更新していつている状況でございます。以上でございます。

○副主査（田仲常郎君） 警防課長。

○警防課長 道路が狭あいな場所等に消防車が入れなかったケースがあるか、放水が遅れたケ

ースはないかというような御質問でございます。

本市における消防車が進入困難な区域というのは、道路狭あい地区全て、消防局では把握をしてございます。あらかじめ把握をした上で消防活動に従事するということで、実際に入れない箇所をあらかじめ把握してございますので、その直前に車を停車させての消防戦術をあらかじめ取るように計画を定めてございます。令和6年中に発生した建物火災のうち、消防車が進入困難な区域で発生した火災というのは、実は6件ございました。この6件を確認しましても、特に放水活動が遅れたとか、そういったことは聞いておりません。以上でございます。

○副主査（田仲常郎君） 総務課長。

○総務課長 先ほどの1件訂正させてください。令和6年度の購入車両台数です。私、11台が12台と申しましたけれども、逆でございました。12台予定で11台購入したということでございます。1台減少した分につきましては、燃料補給車です。国からの燃料補給車を令和6年度中に導入する予定でございましたが、令和7年度になりましたため、1台減少ということでございました。申し訳ございません。以上です。

○副主査（田仲常郎君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） よく分かりました。

国から無償貸与で来た、先ほど特別高度工作車とおっしゃいましたけれども、これは市から要請をかけて、こういった特別な高度工作車というのが無償で貸与することができたのか。それとも、国から配備されたものなのか、これはどうなんでしょうか。

○副主査（田仲常郎君） 総務課長。

○総務課長 特別高度工作車につきましては、国の緊急消防援助隊が活用する車両の一つとして、国からのあっせんによって本市に配置されたものでございます。以上でございます。

○副主査（田仲常郎君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） 分かりました。

それで、大型車両の更新というのは14年ということで、1台あたり大変高額なものであります。これがある程度、更新した時期が当然違うと思うんですけれども、順調に更新作業が終わっている段階なのか、その辺のことが聞きたかったですけれども、どうなんでしょうか。

○副主査（田仲常郎君） 総務課長。

○総務課長 車両の更新につきましては、市民の安全・安心にも関わってくる車両でございますので、予定どおり更新させていただいております。以上でございます。

○副主査（田仲常郎君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） 分かりました。

最後に、狭あいな道路に関しては消防局で把握していて、あらかじめ入れない地域に関しては事前にもう掌握しているの、それで対応しているということでありましたけれども、国は、能登半島地震でもありましたように、土砂崩れとかそういった不測の事態に対応できなかった

ということが問題だったと思うんですけれども、そういった場合の対応というのはどう考えているのでしょうか。事前に分かっている狭あい地域ではなくて、不測の事態が生じたときの対応。そういった狭あい地域に入れない場合の、能登半島地震を受けて国が小型の車両を今推奨していると、そういった場合の対応というのはどのように考えているのでしょうか。

○副主査（田仲常郎君） 警防課長。

○警防課長 道路狭あい地区で不測の事態が発生した場合の対応についての御質問でございます。

国は、少し小型のいわゆる救助車というものを国の予算によって今配備を進めているところで、それは承知をしております。本市にありましては、能登半島と本市との地形上の違いもありまして、能登半島の地震で申しますと、アクセスするところが完全に1本しかなかったと。行き着く先、そこまでのアクセス道路が本当に限られていたというような状況でございます。北九州市におきましては、そこにたどり着くようなアクセス道路というのは、実は多数ございまして、東からも西からも行けるような状況ではございます。そういうのをあらかじめ念頭に置いてはございますけれども、例えば山林地区であるとか、そういったところでどうしてもアクセスが1本しかないようなところというのは当然考えてございまして、例えば国が整備を進めていますオフロードタイプの車でありますとか、そういったのも本市では主要なところに四輪駆動の車も配置してございます。そこにあらかじめ資器材を載せて、行けるところまで上がっていくと、山林であれば上がっていくというような対策も考えているところでございます。以上でございます。

○副主査（田仲常郎君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） 分かりました。

これから南海トラフ地震などの大規模な災害に備えていかないとという中で、先ほど申し上げました狭い道とか、また、急な斜面とかでも走行できる、大型車両も当然重要な車両でありますけれども。これは最後要望で終わりますけれども、いろんな急な坂道とかそういったところでも対応できるような小型の車両も、どこでも行けるようなそんな車両の配備も、ぜひ検討の一つに考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○副主査（田仲常郎君） ここで主査と交代します。

（副主査と主査が交代）

○主査（中島隆治君） 公明党は終わりました。

質疑のある方、山崎委員。

○委員（山崎英樹君） よろしく願いいたします。

まず、危機管理室からですが、令和6年度の危機管理室関連予算執行状況を見ると、執行率が約81.8%と一定の成果が見られる一方で、特に被災地復興支援経費や防災対策強化経費において不用額が目立ちますが、市民の命と生活を守るという観点から、これらの事業の実効性や

市民参加の促進について、どのような課題認識と改善方針をお持ちでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、消防局から、令和6年度消防局所管分の決算において、消防体制の整備、救急体制の強化、火災予防対策、地域防災力の向上など多岐にわたる事業が展開されていますが、特に消防施設の改修や車両更新、救急搬送の迅速に向けたICT導入などは、市民の安全・安心に直結する重要な施策であると認識しています。これらの事業の成果と課題を踏まえ、今後の消防行政の方向性について、どのように評価し、改善、強化していくお考えでしょうか、見解をお聞かせください。

○主査（中島隆治君） 危機管理課長。

○危機管理課長 令和6年度の危機管理経費の執行状況の不用額等について御説明をさせていただきます。

今委員がおっしゃったように、不用額の主なものにつきましては、令和2年及び令和5年の豪雨に係る被災地派遣費用について、復興の状況が進んだということで、時間外勤務が当初の想定を大きく下回ったために不用額が発生しており、また、令和6年の能登半島地震の短期派遣につきましても、1隊当たりの派遣者数等が減少したことに加え、派遣職員の宿泊地が被災地から遠方であったことから、帰宅時間等を考慮しまして、時間外勤務の調整等が行われたものでございます。そういったことで、この部分の不用額がかなり大きなもので、約6割程度の執行状況となっており、全体として8割程度の執行となったと考えております。危機管理、災害等に対応した必要な資材であるとか、必要な警戒体制であるとか、そういったことは適切に行って、これからも行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 総務課長。

○総務課長 令和6年度決算を受けまして、今後、改善、強化すべき点についてお答えいたします。

消防局は、令和6年度決算としまして、約133億円の予算をいただいております。令和6年度の予算におきまして、事業の見直し等により救急車1台増台、消防活用ドローン2機更新、小型重機の購入など、新たな資機材も導入させていただいております。今後につきましては、救急需要の増加等も見込まれておりますので、必要なところに限られた予算、人員を有効に活用して、市民の安全・安心を今後も守っていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山崎委員。

○委員（山崎英樹君） 御答弁ありがとうございます。

危機管理室からですが、市民の命と暮らしを守るために防災・減災の取組を地域と連携しながら実効性あるものへと継続的に改善していただき、具体的には避難計画や備蓄の見直し、市民参加の促進、情報伝達手段の多様化、そして、被災地支援の成果を市内施策に生かすことを求め、これを要望いたします。

消防局については、御答弁ありがとうございます。市民の命と暮らしを守るために消防体制の充実と地域防災力の強化を、技術、人材、財政の面から継続的に推進していただきたいと思います。これも要望といたします。以上で終わります。

○主査（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） よろしくをお願いします。

まず、危機管理室にお伺いします。

昨年度も大規模災害に備えた備蓄整備事業を行っていただいておりますが、各市民センターごとに備蓄している食料品が違うことに気づきました。私の地元のセンターには、水やカップ麺などもあり、そのカップ麺の賞味期限が近いものは、校区の行事のときに参加者に配ってローリングストックを実施しています。しかし、先月の大雨のとき、若松の市民センターでは、水と乾パンしかなかったと伺いました。各市民センターで何を何人分、何日間分備蓄をしているかなど、把握していらっしゃいますか。また、アルファ化米など、日もちがして水でも食べられるものを備蓄しておいていただきたいと思いますと考えておりますが、今後の予定も教えてください。

次に、突然の災害時、例えば地震などのときは、近くの公共施設に逃げ込むことが予想されます。そのときにせめて通信だけでも確保できるよう、図書館などへもWi-Fiの整備をしていただきたいと思いますと考えておりますが、見解を伺います。

次に、消防局にお伺いします。

昨年度の職員の出勤による負傷者数、その原因と再発防止について教えてください。以上です。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 備蓄についてお答えさせていただきます。

すみません、まずは今市役所でカップ麺という備蓄がないものですから、恐らく今市民センターにある備蓄については、地域の方が買われている可能性があります。若松の話の乾パンの話も出たんですけど、こちらも今市役所では購入していませんで、もしかしたらこちらも地域の方が独自に買われて備蓄をされていたのかなと思っています。

御質問の本題ですけれども、どういったものがあるかについては、今年度、令和7年度に運送会社のヤマトさんと新たに契約を結びまして、備蓄の管理業務委託を出しております。それによって、各市民センター、それから、区役所、それから、小学校にあるものは、全て一個一個、施設ごとに何が置いているかは把握しております。ただ、過去の納品した実績によって、多分ものが、そのときはアルファ化米の例えば白米があるとか、ほかのところは味つけの御飯があるとか、その年、年で納品したものに多少相違がありますので、全ての市民センターで同じものが置いているかどうかというのは、そこまではきちんとできてはいないですけども。今後は、ある程度同じものを市民センターに置けるように、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、整理をしていきたいと思っています。以上となります。

○主査（中島隆治君） 人事課長。

○人事課長 消防職員の出動による負傷件数、それから、再発防止についてお答えいたします。

昨年度は、公務による災害、全体として5件発生しております。このうち災害出動中の災害が2件ということでございます。いずれも救急活動中となっております。

再発防止につきましては、事案ごとに災害が起きた際に防止対策の検討委員会を所属ごとに開催いたしまして、消防局人事課まで共有をさせていただいているところです。それをさらに各所属に共有して、再発防止に取り組んでいるところでございます。

また、今年度から、公務災害に至らずともひやりとした事案を報告するアプリを作成しております。試行的に運用しているところでございます。引き続き職員全員で安全意識を高めまして、取組を継続して行うことで災害の発生防止に努めてまいります。以上です。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 災害時にも図書館等にもW i - F i を設置してはどうかという御意見についての見解を申し上げます。

現状、北九州市の場合は、都市部ですので、特段W i - F i がなくても、スマートフォンがあれば必要な情報は取れると考えております。また、参考ですけれども、市民センターのW i - F i の使用状況を確認したところ、あまり災害用としては使っていないという事実も確認しました。ということもありまして、基本的に図書館等は教育委員会等の所管になるとは思いますが、W i - F i 等については今のところ考えておりません。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） 順番がいろいろになりますが、すみません、今のW i - F i の話なんです。災害用としては使っていないというのは、今災害がないからデータが取れないということですか。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 避難所として開けたときに、避難者がW i - F i を使ったかどうかという形で確認しましたところ、あまり使っていないという事実が確認されました。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） ありがとうございます。

多分、今すごく避難所に避難する人って少ないんですよね。高齢者避難とか、スマホに届いてもなかなか皆さん避難をしていただけなくて、避難されている方の多分高齢化率とかも高いのではないかとちょっと思うんですが。私が一番心配しているのは、南海トラフ地震が、さっきもお話にありましたが、少なからず北九州市でも震度5ぐらいの被害が出るのではないかと、5って多分この辺にいらっしゃる方皆さん経験したことの無い揺れと、多分建物とかもかなり破損する、倒壊するかもかもしれないし、そのときに若い人もみんな逃げるよ

うな災害が、東日本大震災とか南海トラフとかに遭ったときに、多分一番近い公共施設とか頑丈そうな建物に逃げ込むと思うんです。そのときに多分通信とかはパンクしてしまうかもしれないんですけれども、家族と連絡を取りたいという思いが先行するときに、Wi-Fiがないと結構大変かなという思いはしています。携帯電話の契約状況とかは分からないんですが、結構今もう本当にギガが少ないようなプランとかがたくさんあって、こういうのでもいいんじゃないですかって携帯電話屋さんへ行くと勧められるんです。私は、無限に、無限って言っちゃいけない、使えるのにしておりますけれども。そうすると、Wi-Fiがないと家族と連絡も取れないような状況になるかもしれないので、今大丈夫だからとかじゃなくて、最大限あり得るかもしれない被害を想定して、準備を、準備って言っちゃいけないのかもしれないんですけれども、防災として設置をしていただきたいと思います。これは、すみません、じゃあ要望といたします。

備蓄品についてなんですが、それで、今どんなものを備蓄していращやるか教えていただけますか。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 まず、食料としましては、パン、それから、飲料水を今は備蓄しています。それから、数はまだ限られていますけど、簡易ベッド、それから、避難所シートっていいまして、銀の薄いマット、それから、トイレ衛生袋、毛布、ペットケージ、カセットコンロ、ガスボンベ、パーティションというものを市民センターには備蓄する予定にしています。それ以外にも、区役所だったりだとか、集中備蓄をやっている大きな倉庫も持っていますので、そちらには大量に備蓄をしているところでございます。

○主査（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） ありがとうございます。

そしたら、センターとかには限られた数しかなくても、いざ本当に大災害が起きたときには、もしかして全ての市民が食料を失うみたいなことになっても、いけるぐらいはあるんですか。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 今の食料も備蓄量になるんですけれども、一応想定は小倉東断層が起きた場合、このとき震度6弱、一部6強ということになっています。そのときの想定避難者数が約2万2,000人なんですけれども、その方が避難生活できる3日分の食料を準備しておりまして、今約20万食、食料は備蓄しております。以上となります。

○主査（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） 想定よりも多い避難品でありがとうございます。

怖いのは、本当に経験したことのない地震災害と私は思っています。どこの局でも、水道管を設置、替えるときも、耐えられますかって聞くんですけれども、本当に地震っていろんなことが起きるので、東日本大震災であつたり能登に皆さん職員の方を派遣してくださって、その

現状とかも見て、それをフィードバックしてくださっていると思うんですが、最大限起こり得る可能性のあることを考えて準備をしていただきたいと思います。

あと、消防局の職員の公務災害について、ありがとうございます。思っていたよりも、私は少ないかなと思っています。それは、皆さんの日頃の訓練の結果ではないかと思っていますが、アプリなども活用して報告もきちんとしていらっしゃるということです。本当に市民の命を守るために命を張って頑張ってくださっている部署でありますので、今後も公務災害が起こらないように頑張りたいと思っています。私からは以上です。

○主査（中島隆治君） じゃあ、市民とともに北九州は終わりました。

ほか、質疑ある方どうぞ。奥村委員。

○委員（奥村直樹君） では、私から質問させていただきます。

まず、今日は危機管理室をお願いします。

まず、地域と連携した避難所開設・運営事業についてなんですけども、今事例が増えてきているということですが、伺いたいのは、これを実際に開設しようとしたときに、地域の担当の方が仮に事故に遭った場合というのはどのような対応になるのかというのをまず1点お伺いしたいと思います。

それから、聞こえてくる声としては、例えば自治会の会長さんがもうこれはやらないかんっちゅうことで決意してやられている場合もあると思いますが、そこの役員さんとか、あるいは、センターの職員さんとかが、自治会の役員だから、センターの職員だからということで、本人の意思というか、ある程度強制というか職務としてやられているようなケースもあるんじゃないかなと聞こえてくるんですけれども。そこら辺が、メンバーの決め方というか、もう誰かトップの方が手を挙げたら、その方が全部決めているのか、一人一人確認を取りながらメンバーを決めているのかと、そういったところをお伺いしたいと思います。

それから、先ほど答弁でありました顔を知っている人がいるからこそ安心につながると、確かだと思うんです。でも、それが逆に知らない人が非常に入りづらい雰囲気にならないかなというのも気になります。そういった声がないかというのを3点目にお伺いしたいと思います。

それから、実際に地域で運営しますよといって手を挙げた中で、しかしどうしても開けることが、担当者がいないとかいろんな理由でその避難所を開けることができない場合はどういった対応になるのかというのをお伺いしたいと思います。

次に、個別避難計画作成促進事業なんですけど、この資料を見ますと、昨年度、福祉専門職と連携してと書いてあるんですけれども、全てがそうではないと思うんですけど、それはどのぐらい連携というのが行き渡っているのかというのをお伺いしたいと思います。

それから次、先ほどフリーWi-Fiの話もありましたが、今、要は5Gとか4Gとかというキャリアの電波を使う方が多いというお話があったんですが、市民センターの中には電波が届きにくいところがあります。総務市民局と話した中でも、逆に総務市民局に聞くと、Wi-

F iがあるからいいですよって話になるんですけど。そうすると、W i－F iが間もなく今のシステムが変わるということだったんですけど、それまでの間にも、例えば今のシステムはメール認証なんですよ。これは総務市民局かもしれませんが、どちら分かりませんが。要は急いでいるときとか、あるいは、慣れていない方がつなごうと思っても、すごく分かりづらいんです、今の画面遷移が。総務市民局が今後やるかもしれませんが、危機管理室としてセンターで情報入手したいときにこれがつながりにくいとかつながらないというのは非常に問題だと思いますので、そこはもう総務市民局ということではなくて、危機管理の面からも非常に分かりやすくつながりやすいW i－F iのシステムをつくってもらうことをぜひ危機管理室からも要望していただきたいと思うので、ここはもう要望ですが、よろしくお願いいたします。

最後に、防災行政無線についてなんですけど、これも今まで何度かいろんな場で言ってきましたが、あの無線というのは、基本的にその地域の住民の皆さんに危機を知らせるものではなくて、沿岸の方にお知らせするのが目的だと伺っているわけなんですけど。いまだに多くの方が、いわゆるもう少し過疎の地域にある夕方になったら鳴るような、ああいう役割をどうも期待していたり、それを勘違いしている方が多いように感じます。それは伝えてほしいということで、ホームページを見ればこう記載があって、防災スピーカーは大雨や暴風等の荒天時には音の届く距離や範囲が狭くなりますということで書いてあるわけです。また、居室内においては、雨戸を閉め切った場合やテレビの音で聞き取れない場合もあるのであってあるんですけど、こういう書き方をすると、要は聞こえるものが前提だという気がするんで、もっとはっきりと屋内に対して伝えているものではありませんって書いたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 地域避難所についてお答えしたいと思います。

4点伺いましたので、順番にお答えしたいと思います。

まずは、地域避難所をやられている、従事していただいている地域の方が例えば事故に遭われた場合ということなんですけど、まずはそれは大雨の非常に危険な状態で来られることがあるかと思うので、市としては、保険を全員の方に掛けております。それも、そのために地域の方が最初、年度初めに申請する際に、名簿を出していただいて、その方が全員従事した場合は保険が掛かるように対処しております。あとの質問にもなるんですけども、避難所が開けられない場合というのは、複数人準備をいただいているので、ほかの方ができればやっていただきたいと思いますし、どうしてもメンバーが集まらない場合は、区の職員が迅速に避難所開設に向かいますので、そこはもう安心して運営いただければと思います。

それから、メンバーの選定方法なんですけれども、私が全て把握しているわけではないですけども、各まちづくり協議会等の防災部会のメンバー、それから、もちろん館長がその地区にお住まいであればなっている場合とか、あとはそのまちづくり職員の方がなっている場合

とか、多々あると思います。地域の声を聞くと、だんだん高齢化が進んで成り手が少ないというところで、若い方が防災士の資格を取って、従事者を増やすだとか、それから、企業の方にも声をかけているという話を聞きますので、皆さん、そういった創意工夫をしながらメンバーを増やしています。私どもとしても、そういう取組をぜひほかの地域の方にも伝えていきたいと思っています。実際、今地域避難所については、年々数が増えて、最初が14から始まったんですけど、40校区まで増えていますので、皆さん多分いい取組だと思ってやっていただいているので、増やしていきたいと思っています。

あと、すみません、最後が一番難しいんですけど、知らない人が入りづらいという声は、もしかしたら避難所に来ていないので、なかなかこちらまで声が届かないのかもしれませんが。

まずは安全第一なので、危険がある方にはぜひ避難していただきたいと思いますので、そこらは入りづらいかどうか把握はできないにしても、危険な場合は避難できるように市民啓発してまいりたいと思っています。以上です。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 個別避難計画の作成促進事業について説明いたします。

現在、個別避難計画の対象者となる避難行動要支援者は、現在北九州市内に730名いらっしゃいます。そのうち、今年の4月末時点では502人分は作成しております。そのうちなんですけれども、作成促進事業としまして、日頃からそういった対象者の方のケアをしてくださるケアマネジャーさんですとか、そういった方を対象に委託をしております。令和6年度で申しますと、85人に対して委託をしまして、結果として67名の方の作成が完了です。そして、現在18人分は継続して調整しているというところです。今年におきましても、150人分を依頼しているところです。これから作成していくと思います。以上でございます。

続きまして、防災行政無線、このことについてお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、現在55本、防災行政無線のスピーカー施設が市内に建っておりますが、全て津波対策として沿岸部に設置しております。これは、山間部にという意見もございしますが、大雨のときとかは全く聞こえないという意見も確認しておりますので、沿岸部に設置しているところでございます。

また、ホームページの書き方なんですけども、これは確認しまして、工夫させていただきたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） ありがとうございます。

引き続きまして、まず開設時の保険を掛けているのは、それで安心です。ただ名簿にない方は当然対象外になると思います。さっき言ったように、どうしても今日は駄目だとなった場合、多分誰かに頼むと思うんです。そこら辺のカバーができるような仕組みを取っていただくか、何か考えていただきたいと思います。さっき言ったまちづくり協議会の防災メンバーでいいん

ですけど、今言ったように先にメンバーが決まった上でこれを受けると、本来考えていなかった方にしわ寄せが行くという可能性が非常にあると思いますし、逆にまちづくり協議会の役員はこれをやるよって決まりました。次の今度役員を決めるときに、ここまでやらないといけな
いのが、それが理由じゃあ成り手不足につながるという悪循環もあり得るので、ここは本当にバランスをよく考えていただきたいと思うし、若手の方も、例えばPTA会長を頼んだと。今までだったら、取りあえず、いいよ、会議に来ればって言っていたのが、いや、行ったらこれもやらなきゃいかんってなったときのことも。それが、このことに誇りを持ってやるとか、地域のためになるんだってつながっていけばいいんですが。ただでさえ今役員不足になる中、悪いほうに引っ張られないように工夫をしていただきたいと思うので、そこは総務市民局等としっかり話していただきたいと思います。これは要望です。

それから、さっきの話なんですけど、顔を知っている方、具体例で言うと、もう耳に入っているかもしれませんが、私が例えば直接見聞きしたところでいうと、例えばまちづくり協議会が主催でやっている。そこは、まち協の予算で炊き出しをやっていますと。見知らぬ人が来たときに、あんた誰ねと、駄目よということで炊き出しがもらえないなんていうことがあったりとか。そういうことが一回でもあると、もうそこには二度と行きたくないという話になって、地域では例えば自分の校区の際に住んでいる方だったら、隣の校区のセンターのほうが近い場合というのが十分にあって、うちもあるわけですけど、ただそういう話が一回でもあると、もうそこには行きたくないという話に当然なるので、難しいと思うんです。受けてもらっている皆さんに、そんなことをあっちゃ駄目だと言って、じゃあやめるよと言われたら困るから難しいと思いますが、そういうことがあるということも把握していただきたい。

それから、最近満員になるケースというのもゼロじゃないと思うんです。この間の門司区の奥での災害があって以来、例えばその該当地域というのは避難所がもうあふれたということもありました。そんなときも、例えば校区の方が運用している場合に、あと何人か入れる状況で校区内の方と校区外の方が来たときにどうするんだろうって想像すると、恐らく多分優劣がつくわけじゃないですか。そこら辺とかも、マニュアルで多分対応もできないと思いますし、そういったところのことも考えていただきたいなと。それによって何かがあったときって、大変、この後に響くことでもあるので、そこら辺もしっかり考えていただきたいなということも要望させていただきます。

それから、これは質問したいんですけど、開けることができない場合、その場合は開けることができないという連絡はどうやって取るんでしょうか。例えば、自分が担当で会長で担当者がみんな駄目だ、ごめんなさい、うちの避難所は今日開けられそうにないという連絡をこっちが入ればそれで分かると思うんですけど、全員が例えばもう被災したとか、あるいは、本当にいなくて連絡がうまく回らなくて、開けられないことが分からないときというのはどうなるかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○主査（中島隆治君）防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 避難所を地域の方が開けられない場合、なかなか、すみません、正確なお答えを持っていないかもしれませんが、会長の方が区の地域防災担当係長だったり総務課に御連絡いただけるのが一番いいと思います。あとは、市民センターだったら館長だったりだとか、そういった方が連絡いただければいいかなと。連絡さえいただければ避難所運営、もちろん当然ですけども、しますので、何らかの形でいただければと思います。以上です。

○主査（中島隆治君）奥村委員。

○委員（奥村直樹君）ちなみに時間はあとどのくらいありますか。

○主査（中島隆治君）11分です。

○委員（奥村直樹君）はい、分かりました。

今の感じで、多分まだ走っている事業なので、マニュアルというか、分からないルールがいっぱいあると思うんです。今のケースだと、例えば何分以内に開設されていないという状況が確認できたら、もう区役所がやるとかというのでも必要かと思ひますし、それが何分が適正なのか難しいですけども、それはもしかしたら各校区と話し合うことかもしれないし、一律で決めることかもしれませんが、そこら辺も考えていただきたいのと。今ちょっと出たように、館長の責任って絶対出てくると思うんです。本来メンバーじゃなくたって行かざるを得ないというようなプレッシャーもあると思うので、ここははっきりもう示していかないと。本当に遠くからわざわざ来て事故があっても仕方がないんで。センターと館長とまち協というのは、そもそもこれは総務市民局の話なんですけど、整理はやっぱり必要なので。でも本来の平時の整理を待っていたら有事のときに大変なことになるんで、ここは危機管理室としても、この事業を通じてその関係性も整理していただきたいと思うので、これも要望させていただきます。

最後に、開けられないときなんですけど、こういう声もあるんです。自動で鍵が開くようにできないかって、遠隔で。これは、でも他都市で事例はあると思うんです。これができることによって何があるかという、例えば学校とかもふだんから鍵を預けたくないという声、そういうふうな考えを聞きますから、校区としても預かると預かった人のプレッシャーがまた大きいわけです。私が持っている、私が行かなきゃどうしようもないみたいになってしまうので、この自動解錠というのをいずれ技術の進展とともにぜひ考えていただきたいという要望をさせていただきます。

あと最後に、ごめんなさい。個別避難計画作成促進事業ですが、85名のうち67名、これは、委託する人は誰に、85名とか67名というのは要支援避難の避難者の方ですね。そうすると、誰を委託するかしないかとかというのは誰が決めているんですか。

○主査（中島隆治君）災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 対象になる方を見ていただいているケアマネジャーさんとか地域の方と相談して決めております。

○主査（中島隆治君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） これも狭い範囲ですが、知っている中でいうと、正直言うと、もう機能していない計画がいっぱいあると思うんです。もう前のまま丸々書いているとか。だから更新日とかを本当は書かなきゃいけないかなと思うんですけど、本当はこういうふうに委託できますよってもしかしたら知らない人もいるかもしれないんで、地域の各会長とか民生委員とかにはできたらもう一回プッシュしていただいて、そんなことがあるならぜひ利用したいってあると思うんで、もう一回これは告知することを要望して、終わりたいと思います。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 個別避難計画の数値について訂正させてください。

令和7年度150人に対して依頼したと申しましたが、これから依頼しますので、数はこれから確定していきます。以上です。

○主査（中島隆治君） 北九州党は終わりました。

続いて、質疑のある方。自民党、戸町委員。

○委員（戸町武弘君） それでは、まずは危機管理室、そして、消防局の皆様方には、ふだんより市民の安全・安心のために頑張ってくださっていることをまずは感謝申し上げたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思いますが、まずは消防局に要望なんですけども、消防団活動費でこの内訳がどうなっておるかというのは分からないんですけども、この頃、随分物価高とかいろんなもので厳しいんじゃないかなと思いますので、消防団の方々も頑張っておりますので、ぜひ温かく見守ってもらいたいと、これは要望です。

そして、危機管理室なんですけども、地域と連携した避難所開設・運営事業というところで、先ほどから議論になっておりますが、この事業の目的と実施した効果は、どのような効果が出たと考えられているのか、お聞きしたいと思います。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 地域と連携した避難所開設・運営事業ですけれども、この事業を始めた目的なんですけど、どちらかというと、風水害の特に短期の避難所のお話を皆さんとしていますけれども、イメージ的には長期をもともと想定してつくっています。要は、東日本大震災だったりだとか熊本地震だったり、避難所が長期化すればするほど、行政がそのときは人命救助だったりだとか、ほかの業務が出てきます。どこの都市もそうなんですけれども、地域の方が避難所を運営することになってくると思います。そういったときに、やはり非常に地域の方の力というのは大きいので、今この事業を続けていけば、北九州市が仮に大災害に遭ったとしても、今40校区の方が手を挙げてやっています。なので、この方はもう避難所運営をしたことはあるので、大きな災害でたくさんの避難者が来たとしても運営ができるというのが事業の本来の目的だと思っています。

それから、効果ですけれども、先ほども申し上げたかもしれませんが、防災意識が上がった。要は、真剣に地域の防災のことを考えるようになった。それから、まずは避難所運営ができるようになったということも大きな効果かなと思っております。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 前回の大雨のときに、八幡東区ですけども、避難所になっているセンターをずっと回らせてもらいました。そしたら、まち協の役員の方々とかが待機されていたんですけども、目的はすばらしいなと思いました。しかし、なかなか先ほども出ていましたように、役員さん、年長者の方も増えてきて、なかなかきつそうでした。先ほどの目的をもっともっと市民の方に広報して、みんなにこれを知ってもらったほうがいいのではないかなという気がしました。東日本大震災のときも、避難所の運営というのは地域の方々がやっていました。そういったことを想定しているというのは、実は今自分も初めて知った次第で、大変申し訳ないなと思いました。ぜひ、広報活動も頑張ってもらって、災害に強い北九州市をつくってください。以上です。

○主査（中島隆治君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 今、戸町委員の関連でありますけれども、避難所、確かに体制は整っているんですが、その中で、例えば寝泊まりするときの装備がばらばら。もう座布団の上に寝たり。それじゃ眠れないだろうと。そんなことでは、その体制づくりをどう考える。これは強く要望しておきます。体育館で避難する場合でも、体育館に私は何度も行きましたけど、何かテレビではよく折り畳みで段ボールを使った寝具、場所によってはそんなの全然ないんです。それは誰の責任なのかというと、どこが責任を取るか、整備するかというのは、危機管理室だろうと私は思いますので、それは言うておきます。

その中で、物資なんですけど、物資の予算、備蓄の事業で2,900万円、各避難所の物資の整備なんですけど、私もそこで食べて飲んだことがあるんですけど、高齢者は歯が折れるよ。乾パンみたいな固いものとか、そういう備蓄の食品をどう考えているのか。専門業者に配達委託、物資の提供を専門業者にというのは、1点聞きたいのはどんな業者のことなのか聞かせてください。

次に、消防局なんですけど、地域における災害対応力の向上の中で、市民防災活動への支援、いきいき安心訪問の推進とあるんです。私は、これはすばらしいことだと思うんですが、これは消防団員が独り暮らしの高齢者の世帯を訪問して、防火、防災などの啓発や簡単な身の回りのお世話、福祉相談の関係機関への伝達など、結構いろいろやるんです。ただ、ここで心配なのは、これは消防団員が単独で行った場合に、消防局も関わっているんですが、今は闇バイトというのが訪問でいろいろあるんです。そんな中で、高齢者にとって安全・安心なのは、地域の方、知った方が御一緒に来て初めて安全・安心ではないかなという気がするんで、そういうやからに道具として使われないか、それを消防局はどう考えているのか、地域との連携が

どうなのか、その点聞かせてください。以上です。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 災害用の備蓄、それから、今令和6年度から始めています備蓄の管理委託業務について御説明したいと思います。

委員御指摘のとおり、体育館、市民センターが開いている間は畳の部屋があるのでまだ使えるんですけど、体育館を想定すると、今市内に約1,500台のベッド、それから、パーティションはあります。ただ、先ほども数字を幾つか言いましたけれども、決して十分だとは思っておりません。なので、予算に余力があるときは、年度の最後にはベッド、パーティションを追加購入して、年々備えているところでございます。できるだけ早く備えられるように努力をしたいと考えております。

それから、ヤマト運輸さんとの業務提携ですけども、これは令和6年度からやっておりました。ちなみに令和5年度までは、備蓄を買ったら各区の職員が小学校、それから、市民センターに自分で持って行って、棚卸しをしていたという部分を令和6年度からはヤマト運輸さんとやっています。こちらの業務については、買った備蓄を、今市内261か所に置いております。こちらに配送をしていただくのと、それから、そこで賞味期限が近くなったものがございまして、そちらは引き上げていただいて、引き上げたものについては区の訓練とかでお配りをしている業務をやっています。

それから、何がどこにあるか、備蓄の状況もヤマト運輸さんに写真を撮って管理を行っていただいているところです。以上となります。

○主査（中島隆治君） 消防団課長。

○消防団課長 消防団員が実施するいきいき安心訪問についてお答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、最近では訪問時にも不安を抱かれる高齢者の方が多いということは承知しております。その中で、民生委員、児童委員に向けた事業説明や協力要請も実施しております。また、警察署に対しても協力依頼を、各消防署を通じて7つ、8つの警察署に向けて協力要請も実施しているところでございます。昨年におきましては、門司警察署、八幡西警察署、若松警察署が協力していただきまして、警察官同行の下、訪問を実施しているところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 お答えが漏れていましたので。

乾パンのお話があったんですけども、確かに以前、私もまだ職員だった頃は乾パンが区役所にあって、避難所に持っていったことはありますけど、現在はアルファ化米、または、パンを購入して備蓄をしております。以上となります。

○主査（中島隆治君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 分かりました。ありがとうございます。

備蓄、しっかり考えてやっていただきたいと思います。

消防局の今の訪問なんですが、警察だとか、今何ぼでも、悪いけど、ぼろっと見せて。警察だとかそういうところではなくて、地域の保護司も含めて民生委員、児童委員、本当に自治協会には大変なる御迷惑をかけるんですけれども、そういうことで地域の安全・安心は守れると思うし、安否確認も取れるわけですから。身の回りの世話もするわけでしょう。そんなときに、もう門司区でも起きているのが、貝堀りしよったら捕まったと。それも海上保安部が捕まえるんですよ。それは、闇バイトかと言いたくなるような、ほんで罰金を取るとか。だから、もうそんなことが起きているから、警察を信じないというわけやないんですけど、警察とかが行って、それで安心かというところじゃないんです。地域の自治会との連携、これが大切なんで、これは非常に高齢化率も進んでいますから、難しいかもしれませんが、その辺、それか隣近所の方、高齢者の独り住まいの隣近所の方と御一緒に行って手伝ってもらうとか、町内単位で考えていただきたいなということを強く要望して、私は終わります。

○主査（中島隆治君） 自民党は以上でよろしいですか。

そしたら、12時まであと5分ありますけど、次、質問だけでもしておきますか。次、質疑ある方。村上委員。

○委員（村上さとこ君） お願いをいたします。

まず、両局にお尋ねいたします。

令和6年度の予算事務事業の棚卸しによる見直しを経た決算状況であります。棚卸しの影響や効果、評価をお願いいたします。

次に、消防局にお尋ねいたします。

市民防災推進事業であります。こちら、高齢化などで自主防災組織がない空白エリアなどがあるのか。また、あったらその対応はどうしているのかをお尋ねします。

物価高騰の影響を受けて、防火や防災に対する防災機材とか、いろいろな救助用機材なども高騰していると思っております。この物価高騰の影響が購入にどのような影響を与えているのか、お聞かせください。

そして、消防特殊車両の価格なども高騰していると思います。耐用年数を過ぎて更新対象となった消防車両が解体されたり売却されたり、譲渡や寄贈などがされていると思いますが、それがどのようにされているのか。その指針などがあったら、実績数とともに教えてください。

そして、特別高度化学救助隊であります。大変頼もしい救助隊と思っておりますが、感染症対策とか放射性物質とか放射線、生物剤、毒劇物の漏えいなどの災害に対応するとありますが、これは爆発物とかテロに対する対応もされるのか、教えてください。特別高度ではなく、高度救助隊の出勤状況、令和6年時にあったら教えてください。

救急活動についての推移を見ると、出勤状況も大変上がっていると思っております。その中で、緊急性のない出勤が増えていると全国的な傾向として報道されておりますが、以前お伺い

したところ、北九州市ではそれほどないというようなことをお伺いしました。現在ではどうなっているのか。また、年代別の搬送状況というのは取られているのかどうか、お聞かせください。

続いて、危機管理室にお尋ねいたします。

自主防災組織、高齢化により大変課題が多いなと私も思っております。まず、避難所という市民センターであります。市民センター館長の役割も大変重責になっているのではないかと感じています。そこで、館長の防災知識とか専門性も求められていると思いますが、どのように館長の知識のアップグレードが行われているのか、お聞かせください。

みんなde Bousai まちづくり推進事業の令和5年度予算が1,200万円だったのが、棚卸しで予算が780万円ぐらいに減額されて、決算額410万円と見えています。数字が間違ったら御指摘ください。これは、決算額が減った理由をお聞かせいただきたいです。

そして次に、かなり以前から課題になっていましたが、地域における防災士の活用、防災士への活動参加の呼びかけ、これはどうなっているのか、お尋ねいたします。

あと最後に、避難情報と避難所については、LINEなどで広報が強化されてきていると感じていますが、この中で案内されている防災についての情報、緊急防災情報北九州と、防災アプリ、ハザードンと、もらって安心災害情報配信とか、防災メール・まもるくんと、いろいろな種類が案内されている中で、よくお尋ねいただくのが、市民の方から結局どれに登録すればいいんですかということを聞かれます。これは、整理して、どれか1つ登録したら安心ですよというようなことをお示しいただけたらと思います。

すみません、最後に、もう一点だけ、災害救助基金の現在の積立ての残高を教えてください。以上です。

○主査（中島隆治君） 12時になりましたので、ここで切りがよろしいので、答弁は午後からにしたいと思います。

ここでしばらく休憩といたします。再開は午後1時とします。

（休憩・再開）

○主査（中島隆治君） 再開します。休憩前に引き続き、質疑を行います。村上委員の質問に対する答弁からお願いします。危機管理課長。

○危機管理課長 組織順で、まず危機管理室における令和6年度の棚卸しの影響と効果について御説明させていただきます。

危機管理室では、令和6年度の棚卸しについては、既存事業の事業手法等の見直し等を行っており、市民生活に特段大きな影響を生じるものではなかったと考えております。棚卸しによる効果につきましては、大規模災害による備蓄物資の配送や棚卸しなど管理全般を専門業者に委託することにより、大規模災害時における物資提供体制を強化することにつながったと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 総務課長。

○総務課長 消防局における事業の棚卸しと、それと、消防車両の譲渡、寄贈、それと、物価高の影響についてお答えいたします。

まず、事業の棚卸しでございますけども、消防局におきましては、令和5年度全ての事業47事業について見直しを行いました。事業の廃止等はございませんが、DXの推進、あとは事務の進め方の見直し等によりまして、財源を生み出したところでございます。この棚卸し等によって生み出された財源によりまして、令和6年度は救急車1台を増台、消防活動用ドローン2機を更新、それと、新規で小型重機の購入等を行ったところでございます。

消防局としましては、災害対応力はしっかり確保しながら、必要なところに予算を費やしていくということを今後もつなげていきたいと考えております。

続きまして、消防車両の譲渡、寄贈についてでございます。

消防車両については、原則使用を終えたものについては、市の財産でございますので、売却することとなっておりますが、しかしながら公益性の高い団体等については、寄贈、譲渡ができるようになっております。これまでの実績としましては、過去7回実績がございまして、台数でいきますと救急車10台、はしご車1台、消防車2台等となっております。この譲渡に関しましては、悪用されることがないように、信用のある団体を通じて寄贈、譲渡を行うこととなっております。

次に、物価高の影響でございますけども、近年、物価高、確かに委員おっしゃられるとおり影響はございます。最近のケースでいきますと、救急車の購入、これは今年度の実績になるんですけども、令和6年度に購入した救急車と令和7年度に購入した救急車の金額を比較しますと、約3.3%の増額となっているところでございます。この増額分につきましては、その都度予算をしっかりと確保して対応している状況でございます。以上です。

○主査（中島隆治君） 予防課長。

○予防課長 それでは、市民防災組織の空白エリアに対する対応はどうなっているのかという御質問に対してお答えいたします。

まず、各校区に193の市民防災会というのが今結成されておまして、そちらで各種訓練、研修等が行われております。例えば、防災リーダー研修を行ったりとかすることで、ほか市民防災推進行事ということで、令和6年度については620回、それから、5万3,000人を超える参加者があったというところであります。ただ、地域差があるという部分は、御指摘のとおりだと思っております。そういった全区のリーダーを、一堂に会して集めました合同研修を実施したりだとかということで地域差をなくす取組というか、手だてはこちらでやっているというところであります。

それから、市内に消防隊が102隊ありますけども、この消防隊に各校区の担当を割り当てまして、地域防災力の向上に資する施策だったりサポート、支援を行える体制は整えているという

ところであります。以上であります。

○主査（中島隆治君） 警防課長。

○警防課長 特別高度化学救助隊に関する質問がございました。特別高度化学救助隊は、テロ災害にも無論対応する専門部隊でございます。爆発物の処理に関しましては、例えば自衛隊の爆発物処理班という専門部隊があろうかと思えます。ただ、爆発物があるという情報が入った場合には、もちろん警戒なりの出動をするような体制になってございます。

あと、救助隊の出動件数のお話でございますが、令和6年の市内の救助件数が502件でございます。これは、一般の救助隊も含めての数でございます。特別高度化学救助隊が特別な特殊災害対応車という専門の車両を持っておりますけど、この車両と共に出動した特別高度化学救助隊、これは10件、令和6年はございました。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 救急課長。

○救急課長 救急の緊急性のない件数と年代別の件数についてお答えいたします。

令和6年中、搬送した人員5万8,178件中、軽症者の割合、これなんですけど、1万9,105件で約33%となっております。全国的な軽症者の割合が48.5%と、それに比べて33%は低くはありますが、これは引き続き件数を減らすために適正利用、これはしっかり広報を進めていく必要があると考えております。

それと、年代別の搬送の割合でございます。0歳から9歳が3.9%、10代3%、20代4.4%、30代3.9%、40代4.6%、50代7.1%、60代9.3%、70代20.8%、80代28.9%、90代13.5%、100歳の場合になりますが0.6%となっております。以上です。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 3点お答えさせていただきたいと思えます。

1点目が、市民センターの館長のアップグレードについて、2点目がみんなでde Bousaiまちづくり推進事業の決算額について、3点目が防災士の今の活動実績ということで、御質問いただいたのを順番にお答えしたいと思います。

まず、市民センターの館長のアップグレードですけれども、5月、6月にまずは新任館長研修、それから、館長の全体研修という2度の館長向けの研修がございまして、そちらに私が参加して、防災知識をお伝えしているところでございます。それ以外に、これは逐次やっているわけではないですけれども、職員と市民センターを回ってまして、その際に防災の取組等を伺っているところでございます。

それから、みんなでde Bousaiまちづくり推進事業についてです。

先ほど数字のことがありましたので、少し訂正をさせていただくと、令和5年度の予算については、1,702万円でございます。令和6年度の予算としては、780万円となっております。この数字なんですけれども、予算要求の段階で、来年度の候補地区、候補校区というのが大体目安で出てきますので、その校区に合わせて予算要求してまいります。最終的には、令和6年

度の決算額410万円になったんですけれども、当初予定をしていた校区が急きょできなくなったという理由がございまして、それに伴う決算額の減となっております。

3つ目、防災士の活動なんですけれども、現在防災士、ちょっと御説明すると、福岡県の防災士養成研修というのがございます。すみません、ちょっと戻るんですが、市内に今775人の方が防災士としているんですけれども、そのうち約220人ぐらいは福岡県の防災士養成講座を受けて防災士の資格を取得されている方です。それは、危機管理室を経由するもので、その220人に対して、全員の方にメールを差し上げて、防災士の要は任意の団体をつくって、市内で活動できるような団体をつくりませんかという声をかけて、現在2回、会議をさせていただいて、延べ50人の方に御参加いただいています。まだ具体的に団体にはなっていないんですけれども、団体ができましたら、どのような活動、もしかしたら避難所運営もあるかもしれませんし、物資みたいなこともあるかもしれませんが、その具体的な内容は今後詰めてまいりたいと思います。以上です。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 避難情報等の情報発信ツールについて説明いたします。

避難情報の発令に当たりましては、緊急速報メールですとか、あとはX、LINE、アプリのハザードン、また、もらって安心災害情報メールですとか、あとはテレビのdボタンと、あと県の所管になりますが、まもるくんですとか、こういった仕組みがあります。これを我々は情報発信の多重化と申しております。なぜこのようにたくさんの手段をやるかということ、要は地域の住民に漏れがないように、全ての方に命を守る大事な情報が行き渡るようにあらゆる手段を使って発信をしていると、そういう中でやっていますので、御理解いただければと思います。

情報自体は、我々で判断して、危機管理室にあるシステムで入力することで一斉配信していますので、内容は基本的に全て一緒です。ですので、もし同じ内容がたくさん来るので少しうるさいというようなことがありましたら、例えばアプリでしたら、通知設定を任意で変えることができると思いますので、そういう形で対応していただければと思います。以上です。

○主査（中島隆治君） 危機管理課長。

○危機管理課長 災害救助基金の積立額の残額について御説明させていただきます。

令和7年3月31日現在で、基金の残額につきましては、6億3,598万3,665円となっております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） いろいろお答えいただきまして、ありがとうございました。

予算編成に対する評価をお聞きしたんですけれども、両局とも効果的に行われたということで答弁いただいたと思います。いろいろ事務事業が見直されまして、消防局ですと火災予防の推進だとか、常備消防用の資機材の整備とか、若干見直されたので心配はしていましたが、お

おむね計画的に行われたということで御回答いただいたと思います。

市民防災については、高齢化というのが誰が見ても本市の問題点の一番だと思っております。活躍される地域の方は、幾つものお仕事を兼務されて、こういった自主防災組織などにも参加されているケースが多々ありまして、その方たちがいつとき体調を崩されたり、あるいは、引退に追い込まれざるを得ない状況になったりすると、後の成り手というのが非常に問題になっていると思います。成り手不足というのも補うような政策がされていると思いますが、なかなかこれはうまくいっているのかどうかという、担い手育成、その辺の実直な評価をお聞かせください。

○主査（中島隆治君） 予防課長。

○予防課長 先ほど防災リーダー研修を実施しておりますと御説明いたしました。これまで、自治会長であったりとか、その組織の長を対象に、リーダーを育成しようということで、これまで数年やってまいりましたけども、委員が御指摘されるとおり、リーダーはたくさんいたほうがもちろん組織を引っ張る上でも重要な効果があるんだろうな、大きな効果があるんだろうなと思っておりますので、現在のところでは、そういった会長職とかに限らず、いろんな人から、多くの人に参加できるようなリーダー研修であったりとか、来年1月に行われます合同リーダー研修というのもそういった趣旨で開催しようと思っております。

以上です。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 若手への参加呼びかけというのを具体的にどのような媒体を使っているのか教えてください。

○主査（中島隆治君） 予防課長。

○予防課長 これは、防災に限らずですけども、消防局では、今SNS等を使って若者に少しでも刺さるようなキャッチーなコピーをつけて、イベントをやったりとか、広報紙、チラシを作ったりとかということで工夫はしております。それがどれほど今効果が出ているかというのは、なかなか測ることはできないですけども、これまでなかったようなアイデアとか、特に今若い職員が消防局にも増えてまいりましたので、そういった若い職員の意見とかアイデアを駆使しながら、若い世代にも届くような言葉をチョイスしたりとか選択して、少しでも届くようなイベントであったりとか広報をしっかりとやっていきたいと考えております。以上です。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） ありがとうございます。

若手の職員が増えているというのは非常に心強いことだと思っております。若手がいれば、防災だけではなく、避難するような場面に来たとき、避難の支援者として活躍してくれることも期待されますので、若手の育成には一層力を入れていただきたい。本当に刺さるってどういうことなのかって私も思いますけれども、若い職員の知恵を集めて、ぜひ刺さる、キャッチー

で刺さりまくって、来てくれるように取組をお願いいたします。

続きまして、防災士であります。

もう一度確認したいんですが、これは福岡県防災士メール、これは220人だけに届き、防災士全体の775人には届いていないということによろしいですか。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 残りの500人の方には、まだメールは送れていない理由がございまして、皆様、市の危機管理室を通った方は個人情報をこちらで持っているんですけど、独自に民間の試験を受けて通った方の情報は開示をしてくれないので、それでこちらから連絡することが今のところはできておりません。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 残り500の方がメールに登録したいと要望があったら、登録はできるのでしょうか。まず、その呼びかけはどのようにされておりますか。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 もし登録をしたいということであれば、全く問題はないんですけども、まだ具体的に団体もできていませんし、まだ呼びかけは今のところ検討しておりません。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 防災士って活動しなければただの人というか、あまり知識のアップデートもできませんし、活躍する場がなければ、せっかく得た知識も活用する場がないということで、これは非常に課題、もう前々から議論されていると思うんですが、そうだと思います。今はいろいろ検討段階で、防災士メールが220人にだけ配信されているということで、まだそのメールもあまり配信されていないということですが、残りの500人などにも呼びかけをぜひ行っていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 先ほどの説明もありますけど、皆さんに定期的にメールを送っているわけではなくて、今県がアップグレードの研修をやっていますので、それについてはお送りはさせてもらっています。残りの500人の方なんですけど、ぜひ今の防災士、危機管理室を通して資格を取られた方の団体ができたら、呼びかけをしていきたいと思っております。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） おっしゃったように、アップグレードしなければ、どんどん知識も古くなるし、何よりも団体ですので、団体とかが任意でできなければ、コミュニティーもできず、みんなで活躍しようというそういった意識の醸成にもつながらないので、ここはぜひ急いでいただきたいと思っております。

最後に、要望です。

避難情報、避難所についてなんですけれども、こちらがなかなか今警戒レベル4、避難勧告

が廃止されて避難指示に一体化をしましたがけれども、これでもまだ何か避難指示っていつでも大丈夫なのかなと思っていらっしゃるような方が時々まだ見受けられます。避難情報が発令されたときの避難行動が取れるように、警戒レベル4でも危険な人は一斉避難で、もう5になったらもう駄目だということをぜひ広報してください。お願いします。

○主査（中島隆治君） 時間となりました。

続いて、質疑のある方。井上委員。

○委員（井上純子君） 私から何点か質問させていただきます。

まずは、8月の大雨被害の際、以前から私は災害時の情報発信を個人でよく頑張っていました、発信しないとよく市民から井上さんの発信はまだなのかと催促されるので、もうやめられなくなっているんですけども、今回それを上回るほど市がより丁寧なSNS発信で、これは多くの市民から好評ですので、ここはすばらしいなと評価しております。ありがとうございます。

その上で、何点か質問させていただきます。

避難指示と避難状況について伺いたいんですけども、今なかなか避難所に避難される方が少ないということなんですが、避難指示の対象者とそれに対しての避難実績、令和6年度で分かれば、まず1点教えてください。

もう一点目、大雨災害時の一時避難所について伺いたいと思うんですけども、今回市が都市ブランド局になるかと思うんですけど、AIMビルの会議室をJR利用者の方に一時的に提供したという、一時避難所としての実績がありまして、一方で今回大雨被害のときに、例えば車が浸水するような被害も多かったと聞きます。そういった御相談もありまして、そのときに何か公共施設の提供とか、今回AIMビルだけではなく、そういった活用を今後さらに検討されないのか。また、民間事業者が独自で取り組む、実際にいろいろ情報を取っていくと、パチンコ屋さんとかが立体駐車場を使ってくださいって言うてくれることがあるんです。こういった情報を官民で連携されないのか、このあたり分かれば教えてください。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 令和6年中の避難情報に対する避難者数、避難率をお答えいたします。

昨年度は、4回避難指示等を出しております。主に大雨が3回と台風が1回という形です。対象人数に対しては、総数41万5,260人に対して、避難した数は総数で592人となっています。率としては0.14%という形になっております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 自動車の避難について少し御説明をさせていただきたいと思います。

危機管理室としましては、今回の大雨でもそうだったんですけども、大雨が降るとアンダーパス、それから、車が今回は止まったのか、すみません、正確に覚えていなくて。過去でも止まった経緯があります。それから、横の水路との境が分からなくなるとか、そういう危険があ

りますので、状況によってですけれども、車での避難というのはかなり危険のリスクがあるかなと思っています。なので、私どももできる限り早く避難情報は出したいと思いますので、危険な方は車というか、歩いて逃げれる場所に避難していただきたいと思っております。

それから、民間施設の話ですけれども、近くでは大分市が遊技業組合さんと協定を結んで、パチンコ屋さんです。パチンコ屋さんの駐車場を開放したりだとか、広島市に至ってはアウトレットだとか大型のショッピングモールの立体駐車場を貸したりだとかやっているのは承知しております。もしそういうお声があれば、ぜひ協定を結んで、車の受入れみたいなのも始めたいと思います。ただ、いろいろ自治体の先方の職員から伺うと、一番困っているのはトイレの確保をどうやってするかとか、あとそれから、職員が24時間立体駐車場の中で張りつくだとか、そういうことが非常に運営上課題になっているところもありますので、その辺もクリアしながら検討したいと思っております。以上です。

○主査（中島隆治君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。

まず、今答弁にもあったんですけれども、一時避難に関しても、より早めに避難してほしいということなんですけれども、ただ、今避難の実績を見たら0.14%ということで、この状況をどう考えるかという課題があると思っていまして、情報発信はすごく大事だと思っております、多重で。ただ、一方で、私は深夜も問合せに対応するんですけど、例えば小さいお子さんを持つ保護者から、もう周りが浸水してしまって小さい子供を連れて家を出ることも危ない、これで本当に避難所に行くべきなんですかという相談を夜中に受けたんです。こういったときに、例えばなんですけれども、国も今自宅避難、在宅避難を示していまして、自治体がたしか災害対策基本法の改正で努力義務ということが示されていると思うんです。今こういった在宅避難の方に対する支援、例えば他都市だったら、仙台市だったら、自宅避難の勧めとかというチラシを作っていたりとか、東京都だったら東京とどまるマンションって言って、マンションの方はとどまりましょうと。マンションにそういった防災の資材を備蓄できるようにとか、補助金を出したりして。もう情報が全ての人に届いてしまうと、マンションの方とか、正直水がなかなか浸水しなかったり、どういった場所かどういった家かによっても、大きく家への影響というのが全く違ってくると思うんです。何かこういったところの最適化というのが今情報としてできていないと思うんですけれども、これについて今まで検討されているのか、教えてください。

○主査（中島隆治君） 防災企画担当課長。

○防災企画担当課長 在宅避難の話だと思うんですけど、ちょっと古いデータですけども、平成30年の数字では、予定避難所は大きく分けて4つあります。公的な予定避難所に行くこと、それから、今ちょっと増えていますけど、ホテル、旅館、3つ目が親類、友人、それから、自宅避難、この4つが大きな避難なんですけども、過去のデータを見ると、予定避難所に避難した方が3割弱、それから、近くの親戚とか知人の家に避難した方が54%ぐらい、それから、ホ

テルとか自宅の安全な場所で避難された方は大体11%、また、あと残りはその他という数字が出ています。公的避難以外に、いろいろな形で身を守る行動をされていらっしゃることは十分把握をしております。

在宅避難では、東京都のお話、私も資料は読んでいますけども、なかなか避難指示が出ると、昔の方だったら避難所に行かなきゃみたいなイメージを持たれている方がいらっしゃるので、ぜひ自宅避難というの、私どもも防災ガイドブックでも周知はしていますけれども、さらに市民啓発してまいりたいと思います。

○主査（中島隆治君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。

今、せっかく市がSNSでこれだけ情報を多重にどんどん出していくと、多くの世代、若い方にも届くんですよ。そしたら、今古い方だと、年齢が上の方だと避難所に行くと思われると思うんですけど、ただSNSはこれだけ使っていくと、若い方、マンションに住んでいる、そして、今町なか居住しているので、マンションに住まれている方も多いとなると、どうしていいかというところで悩まれるので、ここは選択肢を示した情報発信を心がけていただきたいと思います。東京都のとどまるマンションの事例、今後の町なか居住が進んでいけば求められていくことだと思いますので、ぜひここも研究いただきたいなということを要望します。

最後に、一時避難所につきまして、より早めの避難がいいにこしたことはないわけです。避難の在り方もいろんな選択肢が、優先度があるよという中で、ただ車の被害を最小限にとどめたいとか、トイレをできたら借りれるといいよねと、ここが有事のときの行政のできることを示していくのはすごく重要だと思ってしまして。今民間の協定を結んでいきたいという声もあったんですけど、今回ちょっと違和感があったのですが、AIMビル、これは市の施設なんですよ。市の所有の施設の指定管理受託者であるコンベンション協会に対して、開けてくれてありがとうと市が感謝していたんです。一方で、自主的に民間事業者が協力していることにはスルーしているというような状況には、ちょっと私は違和感がありまして、市としては、市が持っている、所有している施設に関しては、市の裁量で開けれるものは開けていくという努力、そして、民間が開けてくれた、協力してくれたなら、そこには感謝と今後の連携ができないかというアプローチ、この2つが重要だと思っていますので、市だけで完結したことを喜んでいてはいけないと思っています。ここは、対外的に見られ方は気にしていただきたいなと思いますので。こういったところを気をつけないと、ちゃんとした官民連携というのは一歩一歩進んでいかないと思います。本当にそういった事例があるか、民間が手を差し伸べようとしているのであれば、しっかり協定を結んでいって、そして、あとは公共の区役所の立駐とか、今生涯学習センターとかもありますので、どこか用意できないとか、そういったことも含め、検討を要望して終わります。

○主査（中島隆治君） 続いて、質疑。共産党、山内委員。

○委員（山内涼成君） まず、危機管理室からお願いします。

最初に、ハザードマップについて伺います。

これは、もうハザードマップとは、自然災害による被害を予測して、その被害範囲を地図上に示したものですよね。災害発生の危険を回避して、安全な避難行動を支援すること、これが主な目的であります。自宅や職場周辺の災害リスクを確認して、災害時の避難場所や安全な避難ルート、これを事前に把握するための重要な防災マップであると認識をしております。

これまでにない集中豪雨、それから、土砂崩れの頻度が上がる中で、市民もハザードマップ、これを確認することが最近増えてきております。しかし、現行のハザードマップは、地図の範囲が非常に広いために、自分の家の特定ができなかったり、危険箇所の範囲も曖昧で、避難ルートの把握さえ厳しいという声をいただいております。

さらに、実効性のあるマップにするために、また、地域の計画の正確性を保つためにも、校区ごとのなるべく詳細なマップに変更してほしいという声があります。見解をお伺いします。

それから、2点目に、門司港地域複合公共施設についてであります。

国は、3月に南海トラフ地震の基本計画の見直しを発表しました。門司区の予想される津波の高さは3.5から5メートルということで、複合公共施設建設予定地は約2メートルだと都市戦略局は答えました。まず、この津波高2メートルという数字についての危機管理室としての見解をお願いします。

それから、3点目に、これまで国による激甚災害指定を受けた経験を踏まえて、その手続はどういう手順で進んでいくのか。また、この指定によってどういう対策が可能になるのか、お伺いいたします。

それから、もう一点、被災地復興支援事業であります。職員の派遣が行われております。被災地のニーズに即した支援活動を実施したということでもあります。豪雨災害、それから、能登地震での活動、特徴的な報告、それから、教訓があれば紹介をしてほしいと思います。

消防局に伺います。

1点目に、あんしん通報システムについてであります。

これは、高齢者世帯を対象として、火災センサーの感知やボタンを押すことで緊急通報ができる装置を設置し、緊急時、より迅速に消火、救急活動ができるというものですけれども、これまで固定電話しか対応できず、固定電話の解約ができずに負担になっているということが課題として上げられております。これは、携帯電話に対応できるように検討が進められていると思いますが、進捗について伺います。

それから、最後は、ちょっと私の個人的に聞きたいところであります。

皿倉山のロングスライダー、この事故での緊急搬送があったかどうか、教えてください。以上です。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 ハザードマップ、校区ごとにいかがという御質問、それと、門司港の南海トラフによる２メートルの浸水についての見解を申し上げたいと思います。

まずは、ハザードマップにつきましては、委員おっしゃるとおり、想定される災害リスク情報、各場所の避難経路ですとか避難所の情報を地図上に掲載したもので、地域住民にとっては非常に重要なものと認識しております。

現時点では、各区ごとの大きな地図になっておりますが、これも、アプリで見ると拡大することもできますので、一定の対応はできるのではないかと考えております。今のところ、校区ごとというのも確かに利便性を感じますけれども、今のところ検討はしておりません。以上でございます。

続きまして、門司港の南海トラフ巨大地震による津波浸水想定が変わりまして、最大２メートルの浸水深が来ると想定されているのは承知しております。危機管理室としましても、非常に南海トラフによる地震の影響は感じております。今後30年内の発生率は80%程度ということで、もうまさに起こるか起こらないかじゃなくて、いつ起こるかという形で、そういう形で意識しておりまして、今年の８月６日に市として対応できる南海トラフに向けての各種取組を公表させていただきました。例えば、８月13日は小倉駅のJAM広場で、南海トラフなどの話も含めて防災のイベントを行いました。また、地域と連携した防災訓練として、津波の発生が予想される小倉南区ですとか、あと門司区と小倉北区で、今年は地域と連携した津波訓練、津波を想定した訓練等を行うように聞いております。９月13日には、小倉南区では実際にワークショップを行ったと聞いております。

また、今年の11月11日、市の総合防災訓練、ここでは市の南海トラフの津波が来ることを想定してのシミュレーション訓練を行うことを予定しております。

また、大規模災害の連携としまして、自衛隊ですとか海上保安庁、また、警察との連携も強化するように今事務を進めているところでございます。

また、先月ですか、８月には門司区、まさに門司港地区に海拔表示を増設しまして、市民への注意喚起を行ったところでございます。そういうふうに私たちとしても非常に危機感を強めております。門司の合同庁舎にしても、非常に連携をしておりまして、情報共有をしております。そういった形で、今後とも何かあればしっかり対応していきたいと考えております。以上です。

○主査（中島隆治君） 危機管理課長。

○危機管理課長 まず、激甚災害についての指定の流れやそれにおける措置等について御説明させていただきます。

激甚災害制度は、激甚災害法に基づきまして、地方財政の負担を緩和する等のために当該災害を激甚災害として指定し、適用すべき災害復旧事業等に係る国庫補助の特別措置について国が指定するものでございます。指定に当たっては、災害発生後に被災自治体の被害状況を調査

して、その結果を国へ報告し、国は指定基準に照らし合わせ、基準を満たした場合に、政令を制定することとなっております。

指定の流れにつきましては、災害の発生後、国土交通省とか農林水産省など、災害復旧事業所管省庁が定める要綱等に基づきまして、各市町村が各都道府県等を通じて所管省庁に対して被害額を報告しております。被害額の情報が所管省庁から今度は内閣府へ報告され、内閣府において激甚災害指定基準との比較の上で、激甚災害に該当する場合は指定に向けた手続を進めると認識しております。

激甚災害制度における措置といたしましては、公共土木施設災害復旧事業等に関する国の財政援助であったりとか、用地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例といったような19の措置がございます。激甚災害制度については、そういうことでございます。

被災地派遣を通じての教訓等についてですけれども、まず今回の能登半島地震というのが、1月1日発災ということもございまして、かなり各自治体において参集の問題というのが大きな課題であったと聞いております。その点が本市においてもしっかりと検討していくべき課題かなと考えておりますし、市民、そして、職員の防災意識の向上というのが非常に必要になってくると感じているところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 予防課長。

○予防課長 あんしん通報システムの携帯電話を使ったことができないかという、その進捗状況についてお答えいたします。

まず、全国的にこういった同じような仕組みがありまして、緊急通報するシステムで携帯電話を使ったというものはございます。ただし、それはあくまでも体調が不良だとかということを通報する、要は見守りとかということで導入されている仕組みであります。消防局で今稼働しているあんしん通報システムというのは、これに火災センサーをつなぎ込んでおりますので、火災の煙とか熱とかを感知したときに自動的に119番通報するという、こういった特殊なシステムになっておるものですから、それを今スマートフォンであったり携帯電話でつなぎ込みをするというような仕組みは、全国調べるんですけども、今のところはその技術がないということですので、引き続きそういったこともできないかということについては、今研究を続けておるところであります。引き続き情報収集してまいりたいと考えております。以上です。

○主査（中島隆治君） 救急課長。

○救急課長 皿倉山のロングスライダーの負傷の件でございますが、負傷者が発生したということはお伺いしておりますが、救急搬送につきましては、今把握しておりませんで、後ほど調べて御説明に伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ありがとうございます。

まず、ハザードマップについてなんですが、今のマップを広げてみれば分かりますよということもあると思うんですけども、なかなかそこまで手が行かない地域の方々というのも多いんです。ですから、今自助、共助、これが強調される中で、必要な正確な情報というものを知るためにも、自宅さえ分からないというのはいかがなものかと思うんです。例えば、危険区域には黄色い枠で囲われてあったり、赤い枠で囲われてあったりということがあるんだけど、これも大ざっぱなんです。一体どこの家までこれはかかっとなかというようなこともよく分からない。そしたら、校区ごとに広げることによって、じゃあこの家からは安全なんだ、じゃあこの家の前に避難通路を設定しようとか、そういう設計図さえもできない状況ですから。一番いいのは、ゼンリンの地図のような各個人の家が写り込んだような地図、それにハザードを置くというような形にしてもらえんかなというのが希望でありました。ぜひ、地域に委ねていく部分があると思うんだけど、こういうところでも使っていただけるようなマップにしたいということをお願いしておきます。

それから、避難所に指定されていても、危険区域に入っている施設というのもあるんです。これは指定施設そのものに問題があると思うんですが、その辺の見解がありましたら教えてください。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 確かに、土砂災害警戒区域ですとか、特別警戒区域に存する避難所はございます。ただ、そこにつきましても、基本的には、災害の状態にもよるんですけども、レッドゾーン、特別警戒区域にある避難所は使わないように指示しております。

また、イエローゾーン、警戒区域にある避難所につきましては、万一のときは、例えば2階に逃げてくださいますとかそういった対応をお願いした上で、使用をするようにお願いしております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） それは、重々分かった上で質問しているんですけども、もともとそういう区域にある避難所は使わないでくださいということっておかしくないですか。避難所に指定されているわけでしょう。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 災害の対応です。例えば、土砂災害に対応したものと浸水、洪水というか、そこが高潮とか。

○委員（山内涼成君） 災害の種類によってということ。

○災害対策担当課長 そうです。避難所というものは使い分けるものなんです。という形で、災害対応に応じた避難所、それはハザードマップを見るとマーキングされていますので、そういった形で対応しております。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君）豪雨災害とか崖崩れの危険もあるし、浸水の危険もある。ただ、崖崩れの危険があるところにハザードがかかっていた場合というのは、その避難所っちゃうのはどうしたらいいんですか、じゃあ。

○主査（中島隆治君）災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 先ほども申しましたが、一般的な土砂災害警戒区域であれば、使うことはあります。その場合は、その管理者に万一のときは2階に上がるなどの対応をしてくださいとか、そういった形では伝えております。

○主査（中島隆治君）山内委員。

○委員（山内涼成君）地域の方々というのは、そこあまり変わらない高さのところであったり、そこあまり変わらない場所でもあるわけなんです。そしたら、そのための避難所じゃないんですかという認識を持っているはずなんです。そういった場合に、こういう指定避難所というのは意味があるんですかということを知っているんです。

○主査（中島隆治君）災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 なかなか地域、特に北九州市の場合は、山がちな地形ですので、なかなか自由というか、豊富にそういった避難所となる公的資源がない場合もあるかと思います。そういった形で、やむを得ず指定しているところもあるんだと思います。恐らくそういった市民センターとかというのは、鉄筋コンクリート造りで構造としてはしっかりしているんだと思います。ですので、対応によってはそうせざるを得ない状況もあるかと思いますので、先ほども申したように、もしそこが使えないのであれば、また近隣の避難所を案内するとか、区で対応していくと思いますので、そういった対応でやっていると思います。以上です。

○主査（中島隆治君）山内委員。

○委員（山内涼成君）もうこれ以上言いませんけれども、地域の人たちが避難するときに困るようなことというのはあっちゃいかんことですよね。だから、より正確で確実に避難できるというような指標を示してやる、これがハザードマップの本質であろうと思いますので、ぜひ考慮してくださいということをお願いしておきます。

それから、門司港ですけれども、まず危機管理室として、津波高2メートルという数字についての見解を聞かせてください。

○主査（中島隆治君）災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 大変危険な高さだと思います。ただし、北九州市の場合は、南海トラフ巨大地震が発生して、津波が発生したとしまして、北九州市に到着するまでに3時間半の時間があると言われております。その間に、私どもとしては、十分に住民に対して周知を行い、避難誘導を行い、逃がすいとまはあると考えております。以上です。

○主査（中島隆治君）山内委員。

○委員（山内涼成君）3時間半というのは、今度の国が示したやつの中に書かれているという

ことですか。そしたら、3時間半あったとしても、2メートルという高さなんですよ。普通、実験をやっていましたけれども、32センチの高さで人は立ち上がれなくなり、そして、60センチで車が浮き上がると。2メートルになったら、ほとんどの木造住宅は倒壊するという実験結果が出ているんです。こうなると、新たなハード面の整備というものが必要になるだろうし、じゃあ避難所があるかといえ、あそこには高台の避難所というのは旧区役所しかないんです。そうすると、新たな高所避難所というのにも必要になってくるだろうし、その辺のハード面についての協議が都市戦略局とされているのかどうかについて伺いたいと思います。

○主査（中島隆治君） 災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 委員がおっしゃったハード面の整備というのは、新たな避難所という意味でしょうか。

○委員（山内涼成君） 複合公共施設が避難所になることも想定してということです。

○災害対策担当課長 都市戦略局とは、この件に関しては十分情報共有はしております。複合公共施設自体は、津波の浸水想定域に若干かかりますので、そこは避難所には指定されないと思います。ただ、先ほどから申しますように、3時間半の間に想定域にお住まいの方とかを浸水想定域から外のより高いところに避難をさせる必要はあると思います。それは、そこそこの体育館なのか市民センターなのか、そういった形で対応していくことになると思います。新たに造ることは、今のところは想定しておりません。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） あした起こるかもしれませんよね。そういうことに備えるということが一番だと思うので、ぜひ早急に協議していただいて、設計変更も含めてやれる部分というのはやっておかねばならないと思います。強度の問題。木造住宅はほぼ倒壊するというデータが出ていますから、だからこれが今の強度で大丈夫なのかということも含めて検討していただきたい。早急に検討していただきたいということを要望しておきます。

それから、激甚災害の指定ですけれども、これは8月の豪雨災害では、福岡県も本市も、そして、他県、他自治体からその手続として後れを取っているということは否めないと思いますが、被災情報を取りまとめる窓口、国に申請をするわけですから、それを取りまとめる窓口はどこですか。

○主査（中島隆治君） 危機管理課長。

○危機管理課長 激甚災害に関しましては、先ほども申し上げたとおり、各省庁から各関係部署に照会等で情報の収集が回ってきております。危機管理室としては、その情報を広く収集するようには努めております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 国に申請するのに各部局で情報を国に直接渡すなんて非合理的なことが行われているんでしょうか。

○主査（中島隆治君）危機管理課長。

○危機管理課長 激甚災害の指定につきましては、各自治体が申請等を行うものではなく、発災後に行う被害状況等の調査によって国が指定を行うものとなっております。以上でございます。

○主査（中島隆治君）山内委員。

○委員（山内涼成君）そうすると、それに最初の申請に漏れたところというのは、ずっと置き去りになっていくということですか。

○主査（中島隆治君）危機管理課長。

○危機管理課長 基本的には、国が想定される地域に対して一斉に照会等をかけていると理解しております。万が一、国で認識されていないような災害が局地的に発生していたりするような場合には、各自治体から積極的に県を通じて国に対して働きかけを行う必要があるかなとは考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君）山内委員。

○委員（山内涼成君）国が市の中の各部署に照会をかけるという意味ですか。

○主査（中島隆治君）危機管理課長。

○危機管理課長 そうですね、国の措置の制度を持つ各省庁が、それぞれの要綱等に基づいて、県を通じて自治体の市町村に照会がかかっていると聞いております。

○主査（中島隆治君）山内委員。

○委員（山内涼成君）今度の補正で6億5,000万円かな、ついたのは。これは農地、河川、それから、公園等でありましたよね。これは、多分申請が行っていると思うんです、部局から。国に対してそれを認めてくれということで、1億何ほかをもらっているんだけど。じゃあ、民の土地の崖崩れであるとかそういう部分についての申請というのは、情報が上がってきた部署が国に申請をするというシステムで間違いないんですか。

○主査（中島隆治君）危機管理課長。

○危機管理課長 激甚災害の指定は、どちらかというと自治体が実施する公共工事等に関わるものになっておりますので、基本的に民地についてはそれぞれ所有者が行うものとなっております、今回の本会議の中でもいろいろ御質問があったかと思いますが、国に必要な提案等はしているところと認識しております。

○主査（中島隆治君）山内委員。

○委員（山内涼成君）ただ、激甚災害にひもづかんとできない災害対応ってあるんですよ。だから、民地のことを言っているわけであって、激甚災害にひもづかんとできない土砂崩れの対応等々ができるようにするために激甚災害指定をするべきじゃないかという立場で私は質問しているんです。だから、そういう情報も各部署から上げていただいているという認識でよろしいんでしょうか。民地の部分についても。

○主査（中島隆治君） 危機管理課長。

○危機管理課長 申し訳ありません。それぞれ国に上げている情報というのは、私たちも国に公共工事等の被害額として各部署が上げたものを集約している状況でございまして、あくまでも激甚災害の指定については、そういう民地のものとかは含まれておりませんので、その辺がどういうふうな対応になっているのかというのは、私では分かりかねる状況でございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ある程度、聞き取りをした中で、激甚災害にひもづいた中で崖地の対応とか、こういうのがあるんだと、制度的には。それを県がやるか市がやるかということは、都道府県に任されるところがあるんだけど、激甚災害にひもづいていないとできないということなんです。だから、経験に基づいてということでお話をさせてもらっているんですけども。これは、また分かったら教えていただければ助かりますので、よろしくお願いします。

それから、復興支援ですけれども、何か災害が起こるたびにかなり派遣をしていただいているということで、多くの情報、それから、報告は受けていると思います。これをいかに北九州市に持って帰るかということが大きな課題ということに思いますので、ぜひこれは局横断的に課題を共有するという事で、本市の対応に生かしていただきたいと、これは要望しておきます。

それから、あんしん通報システムについてですけれども、これは、携帯電話を検討していただいているということについては、ありがとうございます。このシステムに入るために固定電話を買った人もおるんです。それって、あまり負担になることはしたくないという思いがありますし、最初聞いたとき、携帯電話やったら災害のときに電波の問題が出てくるので固定電話にしていますという答えやったんです。それが、携帯電話でもできるようになるということについての変わってきた見解みたいなのはありますか。

○主査（中島隆治君） 予防課長。

○予防課長 基本的には、今でも固定電話を推奨しております。申込みに来られた区役所の窓口でも、固定電話を推奨しています。今は、携帯電話は駄目なんですけど、IP電話、インターネット電話というんですか、あれはよしとしています。それは、ただしという限定つきです。停電時には使えませんとか、通信回線が安定しませんとかということで、それを了承していただけるのであれば固定電話でなくても御利用いただけますというふうな案内です。ですので、携帯電話は今の仕組みでは使えるような形にはなってございません。以上です。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 引き続き検討していただけるようお願いをしておきます。

それから、令和6年度末の稼働数2,412台という意味が分からないんですけど。

○主査（中島隆治君） 予防課長。

○**予防課長** 稼働しているというのは、2,412名の方が今御利用になっているという意味でございます。ということで、御利用世帯宅にそういった機械がついていて、その機械が動いているという意味で、すみません、稼働しているというふうな表現になっております。以上です。

○**主査（中島隆治君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** これは台数っちゃうことですね。2台って書いている。

○**主査（中島隆治君）** 予防課長。

○**予防課長** そのとおりです。

○**主査（中島隆治君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** 分かりました。以上、終わります。

○**主査（中島隆治君）** 荒川委員。

○**委員（荒川徹君）** それでは、私から、1つは本会議の質問に引き続いて、北九州空港の軍事利用について見解をお尋ねしたいと思います。

自衛隊のF15戦闘機がドイツの空軍基地に派遣されるといった非常に激しい動きになっていますよね。こういう中で、非核平和都市を宣言している本市として、いわゆるこうした動きに対して自治体の立場できちっと意見を述べるべきだと言ってきました。本会議で危機管理監は、地方自治法においては、国は地方公共団体の役割を達成するため、国際社会における国家としての存立に関わる事務の実施など、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことを基本とすると定められており、その国際社会における国家としての存立に関わる事務の具体例として、外交、国防等が考えられており、国の専管事項であるということの根拠はこれだと認識を示されました。

そこでまず、国防が国の専管事項でありということで、国が主体的に判断すべきであるという点についてお尋ねしたいんですが、このことは、市として、国防という範ちゅうで国がやることに對しては全く意見は言えないということでしょうか。それは、意見を持つてはならないということなのか、それとも、意見はあっても表明はできないということなのか。これについて、まずお尋ねしたいと思います。

それから、消防局にお尋ねします。

消防局で使われているいろんな資機材、車両も含めて、これは現場で活動される消防署員や消防団員ができるだけ使いやすく、消火活動がスムーズに進むようにということが当然必要だと思うんですけど、車両を含めて現場のいろんな意見は当然日頃から聴取されていると思うんですけど、まずそこについてお尋ねしたいと思います。

○**主査（中島隆治君）** 危機管理課長。

○**危機管理課長** 国防が国の専管事項であるという点について、市として国に対しての意見等を求めることができないのかといったことについて回答させていただきます。

まず、地方自治法において国防が国の専管事項と認識しているというのは間違いございませ

ん。しかしながら、全く市としてそれについて意見を持つてはいけないとか、もちろん市民の安全を守る立場から、必要に応じては国に対して情報収集であったりとか対応を行う必要があると考えております。実際、北九州空港の利用とかの情報が入った際には、市民の安全に十分配慮した空港利用をお願いしますといったことはその都度申し上げているところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 総務課長。

○総務課長 消防局における資機材や車両を導入する際に現場の意見を聞いているのかということについてお答えいたします。

消防局は、多様な人命救助資機材であったり、消火用の資機材、そして、消防車両を使っております。新しい資機材等を導入する際は、当然実際に運用を行う職員などの意見を取り入れながら、できる場合にはデモンストレーション、買う前にメーカーから道具を持ってきてもらって実際に触ったり、車についても購入前に持ってきてもらって展示をしたりといった形でデモンストレーションを行った上で導入するように心がけております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） それでは、今お答えいただいた点から次の質問をしたいと思うんですが、消防団が使っている3.5トンのシャシーの消防ポンプ車についてですが、これは今までは5トンでしたっけ。その車両を今この3.5トン未満に切り替えているということですが、その理由は何でしょうか。

○主査（中島隆治君） 消防団課長。

○消防団課長 消防団車両でございますが、委員言われました従前4.2トンシャシーの車両を今3.5トンシャシーの車両に変更しておるところでございます。これは、国からも、能登半島地震等を踏まえて、車両総重量3.5トン未満の消防車両の整備を推奨されているところでございます。あわせて、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した方については、4.2トンシャシーの車が運転できないようになっております。そのため、普通免許を取得している方でも運転できるような3.5トンシャシーの車両を導入しているところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 狭いところでも入れるようにというのは、先ほど中島主査が質問された中でもありましたよね。それはそれで分かるんですけども、今普通免許で運転している4.2トンで、いわゆる今後新たに消防団に加わる方が2017年3月12日以降に取得した免許を持っている場合は乗れないというわけでしょう。それで、今現在そういう方はおられませんよね。免許を新たに取らないといけない、そういう場合は取らなきゃいけないということですが、国で免許を取得するための費用の補助があると聞いておりますけど、今市として制度はあるんでしょうか。

○主査（中島隆治君） 消防団課長。

○消防団課長 国の助成制度でございますが、現在、約1,700人の消防団員がいらっしゃいます。その中で、準中型の免許を持っている方が1,400名いらっしゃいます。平成29年3月以降に普通免許のみの免許証を持っている方がマイナス300人ぐらいという形になっておりますので、助成制度については、現在のところ導入するようには考えておりません。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 先ほど新しい車両を導入する際はデモンストレーションをやっていると聞きましたよね。今回の導入した車両について、試乗等は団員さんはされているんですよね。その中での意見等はなかったんでしょうか。

○主査（中島隆治君） 消防団課長。

○消防団課長 訓練研修センターで事前に運転される方、団長さん、分団長さん、関係ある消防団員の方には集まっていたいていまして、その場でデモンストレーションもしております。その当時の意見等は上がっておりません。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 実際に団の関係者の方にお伺いすると、幾つか意見はあるみたいなんです。それで、今回特別委員会のあれではありませんけど、常任委員会で審査される議案で車両の取得議案が出ていますよね。ぜひ現場の声をしっかり聞いていただきたいなということを、この場では要望しておきたいと思います。じゃあ、消防局はもう以上で。

あと、危機管理室にお尋ねしますが、先ほど答弁いただきましたけども、意見は持っているが、必要なことは調査、情報収集したり、意見は述べているというか、聞きましたよね。それで、私は、今のいろんな非常に激しい動きの中で、市民の間にもいろんな不安があるわけです。オスプレイが29日から飛行するということも言われていますし。そういう中で、地方自治法で国の専管事項の根拠を言われていますけど、その第1条の2の2では、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならぬとしていますよね。しなければならぬというのは、誰でしょうか。

○主査（中島隆治君） 危機管理課長。

○危機管理課長 地方自治法第1条の2の第2項において、しなければならぬとされている主体は国と認識しております。国は、制度設計した施策の実施に当たりまして、地方自治体の自主性、自立性を尊重して十分に発揮されるよう配慮する責務を負っているものと理解しております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） それで、先ほど国に対しては必要な情報収集や意見は述べていると言われたけども、これまで私たちが様々なことを聞いてきましたけど、国防は国の専管事項であると

いうそういうワンパターンな答弁で、本当に市民のいろんな思いを伝えているのかどうかというのは疑問なんです。それで、特定利用空港に昨年4月に選定されましたよね。特定利用空港というのは、自衛隊、海上保安庁が平素から必要な空港を円滑に利用できるよう選定したということです。これまでも自衛隊は民間の空港を利用しており、特定利用空港の枠組みが設けられた後も、自衛隊等による平素の利用に大きな変化はないと。また、訓練は年数回程度を想定しており、自衛隊の航空機が優先利用するものではなく、これまでどおり民生利用を主としていると国が説明していると言ってきましたよね。しかし、変化がないというのは現時点までのことじゃないんですか。有事になれば、民生利用と軍事利用の優先順位が逆転するんじゃないですか。その辺の認識はどうでしょうか。

○主査（中島隆治君） 危機管理課長。

○危機管理課長 特定利用空港の枠組みについては、内閣官房のホームページにおいて、特定利用空港により設けられた枠組みは自衛隊、海上保安庁による利用を対象として、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものでありと述べられているところでございます。有事の場合といったときのことについては、特定利用空港とは別の枠組みの法律の中で国防に関する取組を行ったとか、そういったことが設けられていると理解しております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） アメリカ軍による北九州空港の利用について尋ねたいと思います。

市は、国が米軍が特定利用空港の枠組みで北九州空港を利用することはないという見解を示していると言っていますよね。そして、昨年の10月に行われた日米共同統合演習でも、米軍は北九州空港を利用しなかったと聞いていると言われているんですが、米軍が特定利用空港の枠組みで北九州空港を利用することはないというのは、昨年のキーンソード25では、たまたまそうだったということじゃないんですか。今後も一切使用することはないということになるんでしょうか。

○主査（中島隆治君） 危機管理課長。

○危機管理課長 内閣官房のホームページの総合的な合意体制の強化に資する公共インフラ整備に関するQ&Aの中で、特定利用空港の枠組みのことに触れられており、特定利用空港の枠組みは、自衛隊、海上保安庁による利用を対象として、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはありませんと記載されているところでありますので、そのように理解しているところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 特定利用空港に選定された北九州空港は、日米地位協定ガイドラインによって米軍利用の可能性はあるんじゃないでしょうか。

○主査（中島隆治君） 危機管理課長。

○危機管理課長 それにつきましては、国防に関することですので、国で適切に判断して、国が判断して実施するものであると理解しております。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） アメリカ軍が利用するとしても、国防は国の専管事項だから北九州市は物を言えませんということになるんですか。

○主査（中島隆治君） 危機管理課長。

○危機管理課長 国防に関する訓練等の利用という意味であれば、国防に関する訓練は国が専管事項としてやっていることですので、北九州市として意見等を申し上げることはないと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） もう時間がないんで、最後これを聞いておきたいんですが、特定利用空港に選定され、軍事訓練がこの間行われていますね、北九州空港で。国際法上、北九州空港は軍事施設として、有事の際は相手国に攻撃対象とされても仕方がないということになるんでしょうか、見解をお尋ねします。

○主査（中島隆治君） 危機管理課長。

○危機管理課長 有事の場合のいわゆる攻撃の対象となるのではないかということにつきましては、有事の場合などは国防に関することです。国の専管事項であり、国が適切な判断をするものとして考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 時間がなくなりました。質疑は以上となります。

本日の議案の審査を終わります。次回は9月29日月曜日午後1時から第6委員会室で市長質疑を行います。ついては、質疑項目を本日の午後4時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

本日は以上で閉会いたします。

令和6年度決算特別委員会 第3分科会 主査 中島隆治 ㊞

副主査 田仲常郎 ㊞